

## 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知） 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;"><b>水利施設等保全高度化事業実施要綱</b></p> <p style="text-align: center;">平成30年3月30日付け29農振第2702号 <u>最終改正 平成31年3月29日付け30農振第2986号</u></p> <p><b>第1</b> （略）</p> <p><b>第2 事業の内容</b> 本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。なお、1の一般型及び2の特別型の事業にあっては、農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）第3の2に掲げる事業のうち農村振興局長が別に定める事業を併せて一体的に実施できるものとする。 1～3 （略） 4 実施計画策定事業 施設を効率的に活用するための<u>調査、計画策定及び資産評価に係るデータ整備等</u></p> <p><b>第3～第9</b> （略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>水利施設等保全高度化事業実施要綱</b></p> <p style="text-align: center;">平成30年3月30日付け29農振第2702号</p> <p><b>第1</b> （略）</p> <p><b>第2 事業の内容</b> 本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。なお、1の一般型及び2の特別型の事業にあっては、農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）第3の2に掲げる事業のうち農村振興局長が別に定める事業を併せて一体的に実施できるものとする。 1～3 （略） 4 実施計画策定事業 施設を効率的に活用するための<u>調査・計画策定等</u></p> <p><b>第3～第9</b> （略）</p>

## 附 則

- 1 この通知は、平成31年4月1日付け施行する。
- 2 平成31年度において第2の4の事業を実施しようとする場合における事業採択申請書等の提出期限は、第7の1の規定にかかわらず、平成31年10月末日までとする。

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;"><b>水利施設等保全高度化事業実施要領</b></p> <p style="text-align: center;">平成30年3月30日付け29農振第2703号  <u>最終改正 平成31年3月29日付け30農振第2987号</u></p> <p>第1～第9（略）</p> <p>第10 固定価格買取制度との調整                      本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、<u>都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合</u>が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく<u>固定価格買取制度</u>により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を<u>国に納付することとする。</u></p> <p>第11（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>（様式1）～（様式4）（略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>水利施設等保全高度化事業実施要領</b></p> <p style="text-align: center;">平成30年3月30日付け29農振第2703号</p> <p>第1～第9（略）</p> <p>第10 固定価格買取制度との調整                      本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、<u>土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下本項において同じ。）</u>が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく<u>固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）</u>により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を<u>都道府県ごとに設置される協議会に納付し地域の小水力発電施設の導入推進等に活用することにより固定価格買取制度との調整を行うものとする。ただし、この方法による調整を行い難いときには、地方農政局長等と土地改良区等の協議により、別途調整の方法を定めることとする。</u>  <u>なお、平成25年度末までに発電施設の導入について技術的・経済的検討が行われ、その導入可能性の確認された地区が上記場合に係る売電を行う場合については、固定価格買取制度との調整を行うことを要しない。</u></p> <p>第11（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>（様式1）～（様式4）（略）</p>

別紙 1 (一般型に係る運用)

第 1～第 3 (略)

第 4 事業の採択要件

一般型に係る要綱第 6 の 2 の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1 基幹水利施設整備型の実施に当たっては、(1)から(6)までに掲げるいずれかの要件を満たすとともに、既存の基幹的農業水利施設の改修を実施する場合には、当該施設の機能保全計画が策定されていること。

(1)～(6) (略)

2～6 (略)

第 5～第 8 (略)

別表 (略)

別記様式第 1 号～別記様式第 11 号 (略)

別紙 1 (一般型に係る運用)

第 1～第 3 (略)

第 4 事業の採択要件

一般型に係る要綱第 6 の 2 の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1 基幹水利施設整備型の実施に当たっては、(1)から(6)までに掲げるいずれかの要件を満たすこと。

(1)～(6) (略)

2～6 (略)

第 5～第 8 (略)

別表 (略)

別記様式第 1 号～別記様式第 11 号 (略)

別紙2（特別型に係る運用）

第1（略）

第2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1～4（略）

5 集約化 同一の農業者の経営等農用地であって、1ヘクタール（北海道にあっては3ヘクタール、樹園地にあっては0.5ヘクタール）以上のまとまりを有する農地となることをいう。なお、まとまりを有する農地とは、2つ以上の農地であって、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

(1)～(6)（略）

6（略）

第3・第4（略）

第5 採択要件

特別型に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1 産地収益力向上型

(1)（略）

(2) 畑地帯総合整備型

ア 畑地帯担い手育成型

(イ) 受益面積の合計が20ヘクタール（北海道にあっては100ヘクタール、沖縄県又は奄美群島にあっては10ヘクタール、中山間地域等にあっては事業の申請時に担い手が1戸以上ある場合に限り10ヘクタール）以上であること。

ただし、樹園地にあっては、次のすべての要件を満たす場合、それぞれおおむね0.5ヘクタール以上の団地の合計面積が5ヘクタール以上であることとする。

① 別記様式第18号により産地構造改革計画を策定していること（ただし、事業実施予定区域を含む範囲で、果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）に基づく果樹産地構造改革計画を策定済みの場合、当該計画を別記様式第18号に替えられるものとする。）

② 事業完了時点において、優良品目・品種の作付面積が、地区全体の経営面積の20%以上となることが見込まれること

(イ)・(ウ)（略）

イ 畑地帯担い手支援型

(イ) 受益面積の合計がおおむね30ヘクタール（沖縄県又は奄美群島にあっては、おおむね20ヘクタール）以上であること。

別紙2（特別型に係る運用）

第1（略）

第2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1～4（略）

5 集約化 同一の農業者の経営等農用地であって、1ヘクタール（北海道にあっては3ヘクタール）以上のまとまりを有する農地となることをいう。なお、まとまりを有する農地とは、2つ以上の農地であって、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

(1)～(6)（略）

6（略）

第3・第4（略）

第5 採択要件

特別型に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1 産地収益力向上型

(1)（略）

(2) 畑地帯総合整備型

ア 畑地帯担い手育成型

(イ) 受益面積の合計が20ヘクタール（北海道にあっては100ヘクタール、沖縄県又は奄美群島にあっては10ヘクタール、中山間地域等にあっては事業の申請時に担い手が1戸以上ある場合に限り10ヘクタール）以上であること。

ただし、樹園地にあっては、都道府県知事が事業の難易度、地区の事情等を総合的に勘案し、畑地帯担い手育成型で実施することの妥当性について十分検討した結果、畑地帯担い手育成型で実施することがやむを得ないと判断したもののについては、おおむね5ヘクタール以上の団地の合計が10ヘクタール以上であることとする（イの(イ)において同じ。）。

(イ)・(ウ)（略）

イ 畑地帯担い手支援型

(イ) 受益面積の合計がおおむね30ヘクタール（沖縄県又は奄美群島にあっては、おおむね20ヘクタール）以上であること。

ただし、樹園地にあつては、都道府県知事が事業の難易度、地区の事情等を総合的に勘案し、畑地帯担い手支援型で実施することの妥当性について十分検討した結果、畑地帯担い手支援型で実施することがやむを得ないと判断したもののについては、それぞれおおむね5ヘクタール以上の団地の合計面積が10ヘクタール以上であることとする。

(イ)～(エ) (略)

2 (略)

第6～第9 (略)

第10 その他

1～5 (略)

(削る。)

6 農業水利施設保全合理化事業実施要綱第2の2又は農業競争力強化基盤整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2231号・24農振第2092号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)別紙3-1第2の6の(3)に基づき、平成29年度までに中心経営体農地集積促進事業を実施するものとして採択を受けた地区について第5の2の(3)の要件を満たす場合は、第9の8の(1)に定める中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額とすることができる。

別表 (略)

別記様式第1号～別記様式第17号 (略)

### 別記様式第18号

#### 産地構造改革計画

##### 第1 目標年次

##### 第2 産地の合意体制

【産地の範囲(〇〇市など)、対象農家(△△を生産している農家)など】

##### 第3 目指すべき産地の姿

###### ア 目指すべき産地の理念

【ブランド化による販売力強化、生産コスト低減など】

###### イ 人材戦略に関する事項

(7) 担い手の考え方

(イ)～(エ) (略)

2 (略)

第6～第9 (略)

第10 その他

1～5 (略)

6 第6の4に定める集積地域整備計画は、令附則第3条第1項の農用地利用集積促進排水施設整備計画と読み替えることができるものとする。

7 農業水利施設保全合理化事業実施要綱第2の2又は農業競争力強化基盤整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24生畜第2231号・24農振第2092号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)別紙3-1第2の6の(3)に基づき、平成29年度までに中心経営体農地集積促進事業を実施するものとして採択を受けた地区について第5の2の(3)の要件を満たす場合は、第9の8の(1)に定める中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額とすることができる。

別表 (略)

別記様式第1号～別記様式第17号 (略)

(新設)

【認定農業者、△△を●ha以上作付している農家など】

(イ) 担い手の数の目標

(ウ) 担い手の支援手段（雇用労働力の確保、労働力の調整等含む。）

【農地中間管理機構の活用、新規就農者向け研修の実施など】

ウ 流通販売戦略に関する事項

(ア) 消費者・実需者のニーズに応じた供給を行うための取組

【品目・品種ごとの出回り時期や販売対象の検討、必要な貯蔵施設整備など】

(イ) 多様な販売ルートの確保に向けた取組

【加工販売や販路開拓に向けた他業種との連携など】

(ウ) 新たな流通体制の整備に向けた取組

【集出荷体制の見直し・再編統合など】

エ 生産戦略に関する事項

(ア) 農地利用計画【園地面積、農地集積の意向など】

(イ) 生産を振興する品目・品種

(ウ) 品目・品種別の生産目標、計画

(エ) 今後導入すべき新技術

(オ) 加工・業務用果実又は荒茶の生産・出荷目標、計画

オ その他

別紙3（略）

別紙4（実施計画策定事業に係る運用）

第1（略）

第2 事業の内容

実施計画策定事業の内容は、次に掲げるものとする。

1 水利用調整事業（別表の事業種類の欄の(1)に掲げる事業をいう。以下同じ。）

別表の事業内容における環境用水等とは、環境用水、消流雪用水、防火用水及び冬期湛水（非かんがい期の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。）用水を示すものとし、その内容は、用水の取得・再生に係る調査・調整であって、次に掲げるとおりとする。

(1) 用水の需要調査

(2) 試験通水等による協議、操作管理等調整

（削る。）

2～4（略）

5 資産評価データ整備事業（別表の事業種類の欄の(5)に掲げる事業をいう。以下同じ。）

(1) 国で策定した資産評価マニュアル（平成31年2月14日付け30農振第2941号農林水産省農村振興局整備部長通知）等に基づく資産評価に必要なデータの整理

(2) 別記様式第13号による土地改良施設台帳の作成

第3 事業実施主体

実施計画策定事業に係る要綱第4の農村振興局長が別に定める者とは、都道府県、市町村、土地改良区又は都道府県知事が適当と認める者とする。ただし、第2の5の資産評価データ整備事業を実施する場合には、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会とする。

第4 採択要件

実施計画策定事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

別紙3（略）

別紙4（実施計画策定事業に係る運用）

第1（略）

第2 事業の内容

実施計画策定事業の内容は、次に掲げるものとする。

1 水利用調整事業（別表の事業種類の欄の(1)に掲げる事業をいう。以下同じ。）

別表の事業内容における環境用水等とは、環境用水、消流雪用水、防火用水及び冬期湛水（非かんがい期の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。）用水を示すものとし、その内容は、次に掲げるとおりとする。なお、次に掲げる(2)及び(3)にあっては、(1)と併せて一体的に実施するものとする。

(1) 用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備

ア 用水の需要調査

イ 試験通水等による協議、操作管理等調整

ウ 用水の適正配水に係る分水施設、用水路等整備

エ 冬期湛水に資する水管理施設、用水路等整備

(2) 農業用排水路等の水質浄化を図る施設整備

ア 浄化水路整備

イ 曝気施設等の浄化施設整備

(3) 用水の利活用に必要な施設整備

ア 環境との調和に配慮した水路整備

イ 生物生態系に配慮した水路ワンド等整備

ウ その他用水の利活用に必要な施設整備

2～4（略）

（新設）

第3 事業実施主体

実施計画策定事業に係る要綱第4の農村振興局長が別に定める者とは、都道府県、市町村、土地改良区又は都道府県知事が適当と認める者とする。

第4 採択要件

実施計画策定事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1 (略)

2 水利用高度化推進事業

水利用高度化推進事業については、要綱に基づき平成30年度以前に国が事業計画を採択のうえ、既に事業に着手している地区に限定して行う。

3・4 (略)

5 資産評価データ整備事業を行う場合にあっては、土地改良区が管理する土地改良施設（国営・機構営造成施設を除く。）を対象とする。

第5・第6 (略)

第7 事業採択期間

実施計画策定事業の採択期間は、次のとおりとする。

(1) 水利用調整事業については、平成33年度

(2) 施設計画策定事業、機能保全計画策定事業及び資産評価データ整備事業については、平成32年度

第8 事業達成状況の報告

実施計画策定事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

1～4 (略)

5 事業実施主体は、資産評価データ整備事業においては、事業実施年度の次年度の6月末日までに、別記様式第12号により行うものとする。

1 (略)

2 水利用高度化推進事業

(1) 土地改良区又は市町村は、事業実施区域に1つ、次に掲げる者から構成される地域用水対策協議会を設置すること。

ア 事業実施主体

イ 市町村（設置主体が土地改良区である場合に限る。）

ウ 土地改良区（設置主体が市町村である場合に限る。）

エ 都道府県

オ 都道府県土地改良事業団体連合会

カ その他土地改良区又はが必要と認める者

(2) 地域用水対策協議会の活動の内容は、次に掲げる内容を主たるものとする。

ア 地域用水機能の維持・増進に係る水利用等についての利害関係者間の権利調整

イ 土地改良区又は市町村が実施する地域用水機能を維持・増進するための活動に対する助言及びその評価

(3) 利水等に関する各種権利関係が調整され、かつ、長期的な水利用の秩序化が図られる見通しがあること。

3・4 (略)

(新設)

第5・第6 (略)

第7 事業採択期間

実施計画策定事業の採択期間は、平成30年度までとする。

第8 事業達成状況の報告

実施計画策定事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

1～4 (略)

(新設)



別表

事業種類	事業内容
(1)～(4) (略)	(略)
<u>(5) 資産評価データ整備事業</u>	<u>土地改良区が管理する土地改良施設の資産評価データの整備</u>

別記様式第1号・別記様式第2号 (略)

別記様式第3号

### 水利用調整事業計画

#### 第1章 地域と農業水利施設等の概要

##### 第1節 地域の地勢及び社会環境等

関係市町村の人口、産業、土地利用、観光、歴史、法律・条例等による地域指定等の状況、実施中又は実施予定の主要プロジェクトの概要等を記載する。

事業計画対象地域及びその周辺地域の地形、地質、水生生物その他の生態系等の状況等を記載する。

##### 第2節 地域の営農状況

地域の営農特性、農家戸数及びその経営規模、担い手農地利用集積率、今後の営農形態の変化及び農家の見通し等を記載する。

##### 第3節 農業水利施設等の概要及び現状

事業計画の対象区域及びその周辺地域の農業水利施設の位置、概要、築造年、経緯、管理者及び財産権者、土砂やゴミ等の堆積状況、維持管理作業の内容とその費用等を記載する。

事業計画の対象区域及びその周辺地域における実施中の土地改良事業等の状況、既得農業用水水利権の概要、農業水利施設が担ってきた役割、住民の農業水利施設への接し方（農業水利施設の清掃活動、農業水利施設にかかわる行事等）等を記載する。

#### 第2章 事業の基本方針

別表

事業種類	事業内容
(1)～(4) (略)	(略)
(新設)	(新設)

別記様式第1号・別記様式第2号 (略)

別記様式第3号

### 水利用調整事業計画

#### 第1章 地域と農業水利施設等の概要

##### 第1節 地域の地勢及び社会環境等

関係市町村の人口、産業、土地利用、観光、歴史、法律・条例等による地域指定等の状況、実施中又は実施予定の主要プロジェクトの概要等を記載する。

事業計画対象地域及びその周辺地域の地形、地質、水生生物その他の生態系等の状況等を記載する。

##### 第2節 地域の営農状況

地域の営農特性、農家戸数及びその経営規模、今後の営農形態の変化及び農家の見通し等を記載する。

##### 第3節 農業水利施設等の概要及び現状

事業計画の対象区域及びその周辺地域の農業水利施設の位置、概要、築造年、経緯、管理者及び財産権者、土砂やゴミ等の堆積状況、維持管理作業の内容とその費用等を記載する。

事業計画の対象区域及びその周辺地域における実施中の土地改良事業等の状況、既得農業用水水利権の概要、農業水利施設が担ってきた役割、住民の農業水利施設への接し方（農業水利施設の清掃活動、農業水利施設にかかわる行事等）等を記載する。

#### 第2章 事業の基本方針

#### 第1節 地域における整備の基本構想

関係市町村におけるまちづくりの基本的な方向とその背景及び圏域、市町村のマスタープラン及びそれに沿った核となる具体的な施策等の概要を記載する。

#### 第2節 地域における水環境の役割

事業対象とする農業水利施設の役割、第1節における整備計画区域及び整備する施設等の位置づけ、水環境整備に期待されている機能、役割、整備の緊急性等を記載する。

#### 第3節 整備の基本方針

用水の取得・再生にかかる調査、調整の目的、必要性、整備計画区域の範囲、施設利用等の観点からのゾーン区分、ネットワーク等の基本的考え方、各ゾーンごとの性格、機能、イメージ等、関連地域整備との関係等を記載する。

### 第3章 事業計画の内容

#### 第1節 事業実施主体

本事業の事業実施主体及び事業に隣接又は関連して実施する事業（以下「関連事業」という。）の事業実施主体を記載する。

#### 第2節 事業の内容

本事業及び関連事業で整備する施設の概要、実施区分等を記載する。

#### 第3節 費用の総額及びその内容

本事業及び関連事業に要する費用の総額及びその内訳等を記載する。

#### 第4節 費用の負担方法

本事業及び関連事業に要する費用の負担方法について記載する。

#### 第5節 施設等の予定管理方法

関連事業で造成された施設の予定管理者及び予定管理方法、維持管理に要する費用の負担方法、都道府県、市町村、土地改良区等の役割分担等について記載する。

#### 第6節 事業構想図等

現況図、事業構想図、事業区分図、代表的な部分のイメージ図等を添付する。

#### 第1節 地域における整備の基本構想

関係市町村におけるまちづくりの基本的な方向とその背景及び圏域、市町村のマスタープラン及びそれに沿った核となる具体的な施策等の概要を記載する。

#### 第2節 地域における水環境の役割

事業対象とする農業水利施設の役割、第1節における整備計画区域及び整備する施設等の位置づけ、水環境整備に期待されている機能、役割、整備の緊急性等を記載する。

#### 第3節 整備の基本方針

用水の取得・再生にかかる調査、調整及び施設整備の目的、必要性、整備計画区域の範囲、施設利用等の観点からのゾーン区分、ネットワーク等の基本的考え方、各ゾーンごとの性格、機能、イメージ等、関連地域整備との関係等を記載する。

### 第3章 事業計画の内容

#### 第1節 事業実施主体

本事業の事業実施主体及び事業に隣接又は関連して実施する事業（以下「関連事業」という。）の事業実施主体を記載する。

#### 第2節 事業の内容

本事業及び関連事業で整備する施設の概要、実施区分等を記載する。

#### 第3節 費用の総額及びその内容

本事業及び関連事業に要する費用の総額及びその内訳等を記載する。

#### 第4節 費用の負担方法

本事業及び関連事業に要する費用の負担方法について記載する。

#### 第5節 施設等の予定管理方法

本事業及び関連事業で造成された施設の予定管理者及び予定管理方法、維持管理に要する費用の負担方法、都道府県、市町村、土地改良区等の役割分担等について記載する。

#### 第6節 事業構想図等

現況図、事業構想図、事業区分図、代表的な部分のイメージ図等を添付する。

別記様式第4号

水利用調整事業計画概要書

都道府県名	地区名	関係市町村	事業実施主体	事業概要				
水系河川名				工期	総事業費 千円			
現況土地改良施設の整備状況	事業名			取得・再生する用水(想定)	目的			
	事業主体				水利権者			
	工期				水利施設			
	受益面積 (ha)				施設現産所有者			
	受益戸数				施設管理者			
	担い手農地利用率				その他事項 (通水量、期間等)			
	農用水利施設				施設整備内容			
	施設名 数量 財産者 管理者 諸元等				施設名	数量	事業費(千円)	諸元等
	水利権者				水利施設	許可期間	最大通水量(m <sup>3</sup> /s)	水利権調整状況
	図面等				1. 計画位置図 2. 一般計画平面図 3. 計画用排水系統図			

注：水利用調整事業計画概要書と併せて、下記のア、イに該当する書類を添付するものとする。  
 ア 環境用水、冬期湛水用水の取得にあつては、田園環境整備マスタープラン又はそれと同等と認められる計画  
 イ 消流雪用水の取得にあつては、地方公共団体が定める除雪計画

別記様式第5号～別記様式第7号(略)

別記様式第4号

水利用調整事業計画概要書

都道府県名	地区名	関係市町村	事業実施主体	事業概要						
水系河川名				工期	総事業費 千円					
現況土地改良施設の整備状況	事業名			取得・再生する用水(想定)	目的					
	事業主体				水利権者					
	工期				水利施設					
	受益面積 (ha)				施設現産所有者					
	受益戸数				施設管理者					
	担い手農地利用率				その他事項 (通水量、期間等)					
	農用水利施設				施設整備内容					
	施設名 数量 財産者 管理者 諸元等				負担区分(千円)					
	水利権者				区 分	国費	県費	市町村	その他	計
	水利施設				用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備					
許可期間			農業用排水路等の水質浄化を図るための施設整備							
最大通水量(m <sup>3</sup> /s)			用水の利活用に必要な施設整備							
水利権調整状況			計							
図面等			1. 計画位置図 2. 一般計画平面図 3. 計画用排水系統図							

注：水利用調整事業計画概要書と併せて、下記のア、イに該当する書類を添付するものとする。  
 ア 環境用水、冬期湛水用水の取得にあつては、田園環境整備マスタープラン又はそれと同等と認められる計画  
 イ 消流雪用水の取得にあつては、地方公共団体が定める除雪計画

別記様式第5号～別記様式第7号(略)

別記様式第8号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事名 印

平成〇〇年度 水利用調整事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施主体名及び地区名
2. 事業実施内容及び水利用調整事業計画の変更事項
3. 用水の水利使用に係る調整状況

4. 担い手農地利用集積率

5. 事業収支決算書

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
国庫補助金				
都道府県費				
市町村費				
土地改良区等				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備に係る経費				
農業用排水路等の水質浄化を図るための施設整備に係る経費				
用水の利活用に必要な施設整備に係る経費				
計				

別記様式第8号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事名 印

平成〇〇年度 水利用調整事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施主体名及び地区名
2. 事業実施内容及び水利用調整事業計画の変更事項
3. 用水の水利使用に係る調整状況

4. 事業収支決算書

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
国庫補助金				
都道府県費				
市町村費				
土地改良区等				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備に係る経費				
農業用排水路等の水質浄化を図るための施設整備に係る経費				
用水の利活用に必要な施設整備に係る経費				
計				

別記様式第9号～別記様式第11号（略）

別記様式第12号

番 号  
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿  
北海道にあつては、農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

(実施主体名) 〇〇〇〇 印

資産評価データ整備事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の5の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 地区名 〇〇地区
2. 資産評価対象土地改良区数 〇〇地区
3. データ整備した施設情報（集計）

(単位：千円)

施設数	取得価額	減価償却累計額	期末残高	備考

別記様式第9号～別記様式第11号（略）

(新設)

別記様式第13号

土地改良施設台帳

(単位：円)

施設名	事業名	造成 主体	取得 価額	取得 年度	耐用 年数	経過 年数	事業 区分	管理 区分	減価償却 累計額	期末 残高	備考
										-	

※「施設名」のあとに、「所在」、「構造及び規模」、「数量」を加えることができる。  
※本台帳は、国で策定した資産評価マニュアル（平成31年2月14日付け30農振第2941号農林水産省農村振興局整備部長通知）に記載されている施設台帳と同一のものである。

(新設)

附 則

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

# 水利施設等保全高度化事業実施要綱

平成30年 3月30日付け29農振第2702号  
最終改正 平成31年 3月29日付け30農振第2986号

各地方農政局長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事  
㈱日本政策金融公庫代表取締役総裁  
沖縄振興開発金融公庫理事長

殿

農林水産事務次官

## 第1 目的

近年、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少に加え農業水利施設の老朽化に起因する不測の事態が増加している状況にある中、地域の営農方針に応じた農業経営を実現するためには、農業生産の継続に必要な基盤整備を通じて、農業の競争力を強化することが必要である。

そのためには、農業水利施設の安定的な機能を確保するための効率的な機能保全対策等を推進するとともに、収益性を高めるための農業の高付加価値化や高収益作物の導入・生産拡大、担い手への農地集積・集約化等の政策課題に応じた整備を行い、農業の構造改革を推進することが不可欠である。

このため、本事業により、環境との調和にも配慮しつつ、老朽化した農業水利施設の長寿命化対策により既存の施設を活用しつつ、農地の畑地化・汎用化や畑地の高機能化、農地集積の加速化に向けた整備を推進し、もって、生産効率・安全性の向上及び競争力ある「攻めの農業」の実現に資することとする。

## 第2 事業の内容

本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。なお、1の一般型及び2の特別型の事業にあつては、農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）第3の2に掲げる事業のうち農村振興局長が別に定める事業を併せて一体的に実施できるものとする。

### 1 一般型

基幹水利施設の整備や長寿命化のための補修・補強及びこれに関連する事業

### 2 特別型

高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化、農地集積・集約化に資するパイプライン化やICT化等による水管理の省力化、畑地帯におけ

る総合的な整備及びこれらに関連する事業

### 3 簡易整備型

水管理の省力化や維持管理の低コスト化に資する簡易な農業水利施設等の整備

### 4 実施計画策定事業

施設を効率的に活用するための調査・計画策定及び資産評価に係るデータ整備等

## 第3 事業の実施区域

本事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の区域とする。ただし、同一の用排水系統に属する農用地区域以外の農用地の現況用水量の確保のため不可避免的に一体として事業の受益とせざるを得ない場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができるものとする。

## 第4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県その他農村振興局長が別に定める者とする。

## 第5 計画の作成

事業実施主体は、本事業（第2の4の実施計画策定事業を除く。）を実施しようとするときは、高付加価値化への取組方針、農地集積促進方針、水管理省力化等への取組方針その他農村振興局長が別に定める事項を記載した水利施設等保全高度化整備計画（以下「保全高度化整備計画」という。）を作成するものとする。

## 第6 採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 第5の保全高度化整備計画を策定していること（第2の4の実施計画策定事業を除く。）。
- 2 第2に掲げる事業ごとに農村振興局長が別に定める要件を満たしていること。

## 第7 事業の申請等

- 1 都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、事業採択申請書、事業計画概要書（土地改良法（昭和24年法律第195号）（以下「法」という。）に基づき事業を行う場合に限る。）、保全高度化整備計画及び農村振興局長が別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、都道府県以外が本事業を実施しよ



うとする場合にあっては、事業実施主体は、都道府県知事の指定する期日までに保全高度化整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、これを基に事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。

- 2 地方農政局長等は、農村振興局長が別に定めるところにより事業採択申請書等を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。なお、都道府県以外が本事業を実施しようとする場合にあっては、採択の通知を受けた都道府県知事は、事業実施主体にその旨を通知するものとする。

## 第8 助成

国は、予算の範囲内で、本事業に関連して必要となる経費のうち、農村振興局長が別に定める経費につき、事業実施主体に助成するものとする。

## 第9 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱及び法、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

### 附 則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度において第2の4の事業を実施しようとする場合における事業採択申請書等の提出期限は、第7の1の規定にかかわらず、平成31年10月末日までとする。

# 水利施設等保全高度化事業実施要領

平成30年 3月30日付け29農振第2703号  
最終改正 平成31年 3月29日付け30農振第2987号

各地方農政局長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事  
（株）日本政策金融公庫代表取締役総裁  
沖縄振興開発金融公庫理事長

） 殿

農林水産省農村振興局長

## 第1 趣旨

本事業の実施に当たっての運用については、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年 3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

## 第2 事業の内容

- 1 要綱第2の1の一般型に係る運用は、別紙1によるものとする。
- 2 要綱第2の2の特別型に係る運用は、別紙2によるものとする。
- 3 要綱第2の3の簡易整備型に係る運用は、別紙3によるものとする。
- 4 要綱第2の4の実施計画策定事業に係る運用は、別紙4によるものとする。
- 5 要綱第2の農村振興局長が別に定める事業とは、要綱第2の1の一般型又は要綱第2の2の特別型と一体となる農業水利システムの範囲で実施する農村地域防災減災事業実施要領（平成25年 2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「防災減災要領」という。）要領別表1の事業区分の欄の1の事業（以下「防災減災事業」という。）とする。なお、本事業で実施する防災減災事業の運用については、防災減災要領要領別紙2から10までに定めるところによるものとする。

## 第3 計画の作成

要綱第5の保全高度化整備計画は、次に掲げるいずれかの区分に応じ、様式1により作成するものとする。

- 1 高付加価値化区分
- 2 農地集積促進区分
- 3 水管理省力化区分

## 第4 採択要件

第2に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用に定めるところによるほか、一般型、特別型及び簡易整備型については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 第3の1の高付加価値化区分により事業を実施する場合にあっては、高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。
- 2 第3の2の農地集積促進区分により事業を実施する場合にあっては、事業の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上となることが確実と見込まれるものであること。なお、担い手及び経営等農用地の定義は、別紙2に定めるところによるものとする。
- 3 第3の3の水管理省力化区分により事業を実施する場合にあっては、水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するものであること。

## 第5 事業の申請

- 1 要綱第7の1の農村振興局長が別に定める場合とは、次に掲げる場合とする。
  - (1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとするとき
  - (2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとするとき
- 2 1の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、1の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 3 1の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 4 要綱第7の1の事業採択申請書は様式2、要綱第7の2の事業採択通知書は様式3により作成するものとする。

## 第6 事業の審査

要綱第7の2の審査については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に基づく事業を実施する場合に、以下の条件に照らして行うものとする。

- 1 事業の実施が技術的に可能であること。
- 2 事業の効果が費用を償うものであり、かつ、周辺地域に波及する見込みがあること。
- 3 地域農業の方向に沿ったものであること。
- 4 水利権その他の各種権利関係が調整される見通しがあること。
- 5 関連する土地改良事業及び他種事業との関係が円滑に調整されていること。
- 6 用水及び排水の計画基準が適正であること。

- 7 工事に係る工事費が経済的となるよう考慮されていること。
- 8 地域の環境との調和に配慮されていること。

## 第7 計画の変更

- 1 都道府県知事は、別紙1第6、別紙2第7、別紙3第6又は別紙4第6に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。なお、都道府県以外が実施する事業にあっては、都道府県知事の承認を受けるものとする。
- 2 都道府県知事は、1の変更を行ったとき又は都道府県以外が実施する事業の計画の変更を承認したときは、変更計画報告書及び変更した計画を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 3 2の変更計画報告書は、様式4により作成するものとする。

## 第8 事業の達成状況報告

都道府県知事は、別紙1第7、別紙2第8、別紙3第7又は別紙4第8に定めるところにより、地方農政局長等に事業の達成状況について報告するものとする。なお、都道府県以外が実施する事業にあっては、事業実施主体は事業の達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事はこれを基に地方農政局長等に報告するものとする。

## 第9 助成

要綱第8の農村振興局長が別に定める経費とは、別記に掲げる費用とする。

## 第10 固定価格買取制度との調整

本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

## 第11 その他

- 1 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町

村が策定するこれに準ずる計画を含む。)に位置付けられているものは、地方財政法（昭和22年法律第67号）第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。

- 2 本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。
- 3 都道府県知事は、都道府県以外が事業実施主体である場合には、事業実施主体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整、技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 4 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 5 法第5条及び第7条に規定する事業計画の概要及び土地改良事業計画の様式は、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について」（昭和42年11月6日付け42農地C第375号農林省農地局長通知）によるものとする。

#### 附 則

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

## 別記

### 1 工事費

ア 純工事費（請負工事にあつては、工事費とする。）

イ 測量設計費

ウ 用地費及び補償費

エ 船舶機械器具費

オ 全体実施設計費

カ 換地費

### 2 促進費

### 3 調査・調整費

(様式 1)

〇〇地区 水利施設等保全高度化整備計画  
(高付加価値化区分・農地集積促進区分・水管理省力化区分)

事 項	内 容																		
1. 地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区名：</li> <li>・所在地：</li> <li>・地区面積：</li> </ul>																		
2. 地区における農用地の現況及び問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区農用地の現況及び問題点</li> <li>・整備状況（前歴事業等）</li> </ul>																		
3. 地域における農業の振興方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作付作物、土地利用体系、作業体系等</li> </ul>																		
4. 方針 (区分に応じた取組方針等を記載)	<p>(高付加価値化区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高付加価値化に向けた取組方針</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">※高収益作物の導入・生産拡大、加工・販売、販路開拓、新商品の開発、ブランド化（環境保全型農業の取組を含む。）等の方針を記載</p> <p style="margin-left: 20px;">※後継者、新規参入者、雇用就農者の確保・育成や集落営農組織等におけるオペレータ、その他の雇用機会の確保等の方針を記載（青年就農給付金等の施策の活用を計画している場合には、その旨も記載）</p>																		
	<p>(農地集積促進区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手への農地集積に向けた取組方針等</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">担い手数</th> <th style="width: 20%;">担い手の経営等農用地面積 (ha)</th> <th style="width: 30%;">担い手農地利用集積率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業開始時</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生産基盤整備事業等の完了時</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>増加ポイント</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)	担い手農地利用集積率 (%)	事業開始時				生産基盤整備事業等の完了時				増加ポイント					
		担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)	担い手農地利用集積率 (%)															
事業開始時																			
生産基盤整備事業等の完了時																			
増加ポイント																			
<p>(水管理省力化区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水管理省力化への取組方針</li> <li>・関連する国営事業</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">※支障となっている施設の管理状況、水管理の省力化方針、維持管理コストの低減への取組等を記載</p>																			
5. 生産基盤整備の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤整備計画</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業種</th> <th style="width: 15%;">事業別面積 (ha)</th> <th style="width: 15%;">備考</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業種	事業別面積 (ha)	備考															
事業種	事業別面積 (ha)	備考																	
6. 営農支援の体制																			

(様式2)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長〕  
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 印

水利施設等保全高度化事業（〇〇〇型）採択申請書

下記のとおり平成〇〇年度新規事業を実施したいので、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号）第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 事業計画概要書
2. 水利施設等保全高度化整備計画
3. その他
- [4. 費用負担者の同意書]
- [5. 施設の管理者の同意書]

記

事業型	都道府 県 名	事業実施 主 体	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備 考 (別表の番号)
一般型 (基幹水利施設整備型)					ha	百万円	
特別型 (畑地帯担い手育成型)							

注1：〔 〕は、土地改良事業に該当しない営農環境整備事業を実施する場合に添付する。

注2：本事業の創設以前に国庫補助事業（交付金を含む）として採択された地区であつて、本事業の採択申請を行う地区にあつては、添付資料を1. 事業計画概要書及び2. 水利施設等保全高度化整備計画とし、また、事業計画概要書については計画概要表及び計画一般平面図のみとすることができる。



(様式3)

番 号  
年 月 日

水利施設等保全高度化事業（〇〇〇型）採択通知書

都道府県知事 殿

〔農林水産省農村振興局長  
農林水産省〇〇農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長〕

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

事業型	都道府 県 名	事業実施 主 体	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備 考 (別表の番号)
一般型 (基幹水利施設整備型)					ha	百万円	
特別型 (畑地帯担い手育成型)							

(様式 4)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿  
(北海道にあつては、農林水産省農村振興局長 )  
(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 )

都道府県知事名 印

水利施設等保全高度化事業 (〇〇〇型) 計画変更報告書

〇〇地区について、〇〇計画の変更を行ったので、水利施設等保全高度化事業実施要領第7に基づき、下記資料を添付して報告します。

記

1. 〇〇計画
2. その他

事業型	都道府 県 名	事業実施 主 体	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備 考 (別表の番号)
一般型 (基幹水利施設整備型)					ha	百万円	
特別型 (畑地帯担い手育成型)							

## 別紙1（一般型に係る運用）

### 第1 趣旨

要綱第2の1に掲げる一般型の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用に定めるところによる。

### 第2 事業の内容

一般型の事業内容は、次に掲げるものとする。

#### 1 基幹水利施設整備型

別表の事業種類の欄の事業の(1)（以下「用排水施設整備事業」という。）を実施するもの（国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く。）

#### 2 農業用水再編対策型

用排水施設整備事業を実施するものであって、水需要がひっ迫している地域において、水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等へ転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行うもの

#### 3 地域用水機能増進型

用排水施設整備事業を実施するものであって、地域用水機能（かんがい用水である農業用水が有する生活用水機能、防火用水機能、景観保全機能、消流雪用水等をいう。）を正当に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資することを目的とし、併せて地域用水機能の増進に資するもの

#### 4 流域水質保全機能増進型

用排水施設整備事業を実施するものであって、環境保全型農業等の推進を指向している地域を含む一定の広がりを持つ流域等を対象に、地域用水機能のうち特に水質浄化機能の維持増進に資する用排水施設を整備し、農業用水の水質保全を図り、もって農業経営の安定及び近代化並びに流域の水質保全に資するもの

#### 5 排水対策特別型

(1) 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機、排水樋門、排水路（以下「排水施設」という。）等の更新又は整備を実施するもの

(2) (1)の事業と用排水施設整備事業のうち用水路等の更新又は整備及び事業種類の欄の(2)から(4)までに掲げるものであって排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とする次のものとを併せて一体的に実施するもの

ア 排水施設と一体としての機能を有するもの

イ 排水施設の整備と併せ行うことにより相互の事業効率を高めることとなるもの

ウ 排水施設の受益面積及び事業費に比して小規模なもの

#### 6 基幹水利施設保全型

- (1) 国営土地改良事業により造成された農業用排水施設等（以下「国営造成施設」という。）及び都道府県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等（以下「都道府県営造成施設」という。）に関する別記様式第1号により次に掲げる事項を定めた機能保全計画の策定（機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む。）
  - ア 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果
  - イ 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果
  - ウ 劣化原因究明のための構造物の監視
  - エ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）
- (2) 国営造成施設及び都道府県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施
- (3) 国営造成施設又は都道府県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事（現地仮復旧を含む。）の実施

### 第3 事業実施主体

一般型に係る要綱第4の農村振興局長が別に定める者とは、都道府県とする。

### 第4 事業の採択要件

一般型に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

- 1 基幹水利施設整備型の実施に当たっては、(1)から(6)までに掲げるいずれかの要件を満たすとともに、既存の基幹的農業水利施設の改修を実施する場合にあっては、当該施設の機能保全計画が策定されていること。
  - (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね200ヘクタール（沖縄県において行うものにあつては、当分の間、水田については100ヘクタール、畑地については50ヘクタール）以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね100ヘクタール（沖縄県において行うものにあつては、当分の間、5ヘクタール。ただし、畑地については末端支配面積の制限を設けない。）以上のもの
  - (2) 現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設（以下「畑地を受益地とする農業用排水施設」という。）の新設又は変更（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下各別紙において「令」という。）第50条第1項に基づく事業によって新設された畑地を受益地とする農業用排水施設の変更に限る。）であつて、受益面積がおおむね100ヘクタール（沖縄県において行うものにあつては、50ヘクタール）以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね20ヘクタール（沖縄県において行うものにあつては、当分の間、末端支配面積の制限を設けない。）以上のもの
  - (3) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行う国営事業施行部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、末端支配面積がおおむね100ヘクタール（沖縄県において行うものにあつては、おおむね5ヘクタール）以上のものの受益面積の合計がおおむね200ヘクタール（沖縄県において行うも

のにあつては、おおむね100ヘクタール) 以上のもの

(4) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行うものであつて、国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、末端支配面積がおおむね20ヘクタール(沖縄県において行うものにあつては、末端支配面積の制限を設けない。)のものの受益面積の合計がおおむね100ヘクタール(沖縄県において行うものにあつては、おおむね50ヘクタール)以上のもの

(5) 畑地を受益地とする農業用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設(附帯施設を含む。)を伴う農業用排水施設の新設又は変更であつて、受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの

(6) 河川に設置されている取水施設(農業用水として河水を得るための頭首工、集水渠、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であつて、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね3分の2以下であるものをいう。)が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であつて、受益面積がおおむね200ヘクタール以上で、これに要する費用の額がおおむね5千万円以上のもの。

ただし、この場合の事業費(取水施設の機能障害対策に係るもの。)にあつては、受益者負担金の額を当該費用の15%以内とする。

2 農業用水再編対策型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益面積がおおむね200ヘクタール以上であつて、かつ、末端支配面積が5ヘクタール以上のものであること。ただし、管水路にあつては、末端支配面積の制限を設けないものとする。

(2) 実施地域内に100ヘクタール以上の農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の農用地区域が含まれること。

(3) 次に定める要件のいずれかに該当すること。

ア 次の算式により算定される再編水量が毎秒0.5立方メートル以上であること。

再編水量 = 許可水利権水量(慣行水利権水量等を含む。) - 更新水利権水量

イ 次の算式により算出される再編水量の比率が10パーセント以上であること。

$$\frac{\text{許可水利権水量(慣行水利権水量等を含む。)} - \text{更新水利権水量}}{\text{許可水利権水量(慣行水利権水量等を含む。)}} \times 100$$

許可水利権水量(慣行水利権水量等を含む。)

(4) 都道府県知事は、農業用水再編対策協議会(以下「再編協議会」という。)を設置し、水利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること。なお、再編協議会は、事業の実施に係る区域ごとに次に掲げる者の中から都道府県知事が選定する者をもって構成されるものとする。

ア かんがい施設の整備の事業主体及び土地改良区等受益者団体

イ 新規利水事業の事業主体

ウ 都市開発事業計画等が第5の1の農業用水再編対策基本計画(以下「再編計画」という。)の内容に含まれることが見込まれる場合には、その事業主体

エ 関係市町村

オ その他都道府県知事が必要と認める者

3 地域用水機能増進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益面積がおおむね200ヘクタール（沖縄県にあつては、100ヘクタール）以上であつて、かつ、末端支配面積がおおむね5ヘクタール以上のものであること。

(2) 当該地区内の末端支配面積5ヘクタール以上のすべての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を發揮している農業用排水路の延長の割合が原則として10パーセント以上であること。

(3) 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合がおおむね5パーセント以上であること。

(4) 土地改良区又は市町村は、地域用水機能増進型の区域に1つ、次に掲げる者から構成される地域用水対策協議会（以下「地域用水協議会」という。）を設置すること。

ア 事業実施主体

イ 市町村（設置主体が土地改良区である場合に限る。）

ウ 土地改良区（設置主体が市町村である場合に限る。）

エ 都道府県土地改良事業団体連合会

オ その他土地改良区又は市町村が必要と認める者

(5) 地域用水協議会の活動は、次に掲げる内容を主たるものとする。

ア 地域用水機能の維持・増進に係る水利用等についての利害関係者間の権利調整

イ 土地改良区又は市町村が実施する地域用水機能を維持・増進するための活動に対する助言及びその評価

4 流域水質保全機能増進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益面積がおおむね200ヘクタール（沖縄県にあつては、100ヘクタール）以上であること。

(2) 対象となる施設は、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上の施設（これらの施設と一体的に機能を發揮する施設であつて末端支配面積がおおむね5ヘクタール以上であるものを含む。）に係るものであること。

(3) 農業農村整備事業の計画的・重点的展開を図るための広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域において行われるものであること。

(4) 環境保全型農業を指向している地域として、受益市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されていること。

(5) 流域水質保全機能増進型実施地区が、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく水質基準が未だ達成されていない水域を含む流域又は引き続き当該基準の達成の確保のための措置が必要であるとして、特に法律、条例等に位置付けられた水域を含む流域に係るものであること。

(6) 土地改良区又は市町村は、流域水質保全機能増進型の区域に1つ、3の(4)のイからオまでに掲げる者から構成される地域用水協議会を設置すること。また、地域用水協議会の活動は、3の(5)のイ及びロに掲げる内容を主たるものとする。

5 排水対策特別型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであつて、かつ、イ又はロに該

当する水田面積が受益地内のおおむね50%以上であること。

ア 降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田

イ 常時地下水位が高い（田面から夏期においておおむね50センチメートル未満又は冬期においておおむね70センチメートル未満の位置をいう。）水田

ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田

(2) 受益面積がおおむね20ヘクタール（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島（北海道、沖縄県又は奄美群島に属するものを除く。）の地域内において行うものにあつては、おおむね10ヘクタール）以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね5ヘクタール以上であること。

6 基幹水利施設保全型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 既設施設を有効活用すると認められる場合であつて、施設機能の向上を主な目的としないものであること。

(2) 第2の6の(1)の事業の対象となる都道府県営造成施設は、都道府県が別記様式第2号により作成する実施方針に位置づけられたものとする。なお、実施方針は、策定後5年以内に見直しを行うものとし、新たに基幹水利施設保全型を開始する場合においては、事業採択の申請時に実施方針を併せて提出するものとする。

(3) 第2の6の(2)については、機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。

(4) 第2の6の(2)について、令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施する場合（以下「法律補助」という。）にあつては、「農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準」に該当するものとして、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であつて、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上のもの（田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のもの）であること。

(5) 都道府県営造成施設について第2の6の(3)を実施するときは、(2)により都道府県知事が選定した施設であること。

## 第5 計画の作成

一般型に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

### 1 農業用水再編対策型

都道府県知事は、次に掲げる事項を記載した再編計画を別記様式第3号により作成するものとする。なお、再編計画を策定する場合にあつては、都道府県知事は第4の2の(4)の再編協議会の助言を得るものとする。

(1) 地域の現在の利水状況

(2) 地域の利水に関する将来構想

(3) 農業用水の再編構想

(4) 施設整備の概要

(5) その他関連する事項

## 2 地域用水機能増進型

都道府県知事は、次に掲げる事項を記載した地域用水環境整備計画（以下「環境整備計画」という。）を別記様式第4号により作成するものとする。なお、環境整備計画を作成するに当たっては、第4の3の(4)の地域用水協議会の意見を聴くものとする。

- (1) 地区の概要
- (2) 地域の所在及び現況
- (3) 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方
- (4) 施設の整備等の構想及び基本計画
- (5) 関連事業
- (6) その他必要な事項

## 3 排水対策特別型

都道府県知事は、事業実施地区について水田の利活用計画（地域の実情に応じた畑地化計画又は普通畑、樹園地及び輪換畑等への転換計画をいう。）を策定するものとする。

## 4 基幹水利施設保全型

- (1) 都道府県知事は、第2の6の(1)及び(3)の事業を実施する場合には、別記様式第5号により保全整備事業計画書を作成するものとする。
- (2) 都道府県知事は、第2の6の(2)の事業を実施する場合には、別記様式第6号により機能保全計画の概要を作成するものとする。また、これに加え、法律補助として実施する場合には、別記様式第7号により事業計画の概要を作成するものとし、それ以外（以下「予算補助」という。）として実施する場合には、別記様式第5号により保全整備事業計画書を作成するものとする。
- (3) 都道府県知事は、法律補助として実施する場合には、要領第11の5の規定にかかわらず、土地改良事業計画の概要及び土地改良事業計画は、別記様式第8号及び別記様式第9号によるものとする。

## 第6 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

- 1 都道府県知事は、農業用水再編対策型において、次に定めるいずれかに該当する場合は第5の1の再編計画を変更すること。
  - (1) 受益面積の10パーセント以上の増減
  - (2) 主要工事計画又は合理化水量の著しい増減
  - (3) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
- 2 都道府県知事は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）において、次に定めるいずれかに該当する場合は第5の4の保全整備事業計画書を変更すること。



- (1) 第2の6の(1)に規定する機能保全計画の策定における、水路延長の20パーセント以上の増減又はダム、頭首工、揚排水機、用排水樋門等の施設数の20パーセント以上の増減
- (2) 第2の6の(2)の事業における、新たに施設を追加する場合又は施設を対象外とする場合
- (3) 当初計画にない緊急対応を実施する場合
- (4) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

## 第7 事業の達成状況報告

一般型に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに別記様式第10号により水田利活用の実績について報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）においては、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第11号により事業実施結果を報告するものとする。

## 第8 その他

- 1 第2の6の事業については、法による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので留意されたい。
- 2 第2の6の(2)の「機能保全計画等」とは、次に掲げる計画のいずれかに該当するもののほか、第2の6の(1)及び別紙4の第2の4に基づいて策定する機能保全計画とする。
  - (1) 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる機能保全計画
  - (2) 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）第3に掲げる広域基盤整備計画
  - (3) 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）第4に掲げる長寿命化に配慮した更新整備計画
  - (4) 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官及び21水港第2724号水産庁長官通知）別紙2の運用1第1の6（沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）別紙3第2において準用する場合を含む。）並びに運用3第1の3の(5)に掲げる機能保全計画
  - (5) 東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予635

号農林水産事務次官依命通知) 及び東日本大震災復興交付金(復興交付金基金) 交付要綱(農林水産省)(平成24年1月16日付け23予636号農林水産事務次官依命通知) 別添1-4第1の2の(7)に掲げる機能保全計画

(6) 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知) に掲げる機能保全計画

3 次に掲げる計画は、2の「機能保全計画等」とみなすものとする。

(1) 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱の制定について(平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知) により廃止される国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2537号農林水産事務次官依命通知) 第2に掲げる機能保全計画

(2) 国営かんがい排水事業実施要綱の一部改正について(平成30年4月1日付け29農振第2234号農林水産事務次官依命通知) により廃止される国営施設機能保全事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2220号農林水産事務次官依命通知) 第2の1に掲げる施設の長寿命化に関する計画

(3) 国営かんがい排水事業実施要綱の一部改正についてにより廃止される国営施設応急対策事業実施要綱(平成24年4月6日付け23農振第2685号農林水産事務次官依命通知) 第3の2の(2)に掲げる長寿命化に関する計画

(4) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定について(平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知) により廃止される戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2200号農林水産省農村振興局長通知) 別紙4第1の2の(7)に掲げる機能保全計画

(5) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてにより廃止される特定地域振興生産基盤整備事業実施要領(平成23年4月1日付け22農振2243号農林水産省農村振興局長通知) 別紙4第1の2の(7)に掲げる機能保全計画

(6) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてにより廃止される農業競争力強化基盤整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長通知及び、24生畜第2231号農林水産省生産局長通知) 別紙3-1第2の7の(1)に掲げる機能保全計画

(7) 水利施設等保全高度化事業実施要綱の制定について(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知) により廃止される農業水利施設保全合理化事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知) 第2の12に掲げる機能保全計画

4 一般型に係る農村環境計画の策定のための調査・調整等を行う場合にあっては、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知) の別紙4の農村環境計画策定事業に係る運用を適用するものとする。

別表

事業種類	事業内容
(1) 用排水施設整備事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
(2) 暗渠排水事業	農用地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工
(3) 客土事業	農用地につき行う客土（混層耕を含む。）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等
(4) 区画整理事業	農用地等の区画形質の変更

別記様式第 1 号

地区名	地区
<p>機能保全計画</p> <p>平成 年 月</p> <p>〇〇県、〇〇市、〇〇町、〇〇村</p>	

<機能保全計画 目次>

1. 施設現況調書
  - (1) 事業の状況
    - ①完了地区、②実施中の地区
  - (2) 施設管理状況及び課題
2. 施設機能診断
  - (1) 施設機能診断調査
  - (2) 施設機能診断評価
3. 対策工事
  - (1) 対策工法
  - (2) 対策時期
  - (3) 機能保全コスト算定
  - (4) 施設機能監視計画

## 別記様式第 2 号

### 〇〇県 基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針

1. 事業実施期間 H〇〇年度～H〇〇年度

2. 対象施設

(1) 選定の基準、根拠

(2) 対象施設一覧<sup>※1</sup>

地区名 <sup>※2</sup>	施設名	造成年度	種類 <sup>※3</sup>	規模 <sup>※4</sup>	水路延長 <sup>※5</sup>	管理主体	備考

※1：必要に応じて項目数を増減させること。

※2：地区とは、事業申請を行う（予定の）地区等

※3：種類とは、土地改良事業計画書の主要工事計画の工種区分とする。

※4：規模とは、貯水池は貯水量（千 $m^3$ ）、頭首工は取水量（ $m^3/s$ ）、揚水機及び排水機は揚水量（ $m^3/s$ ）、樋門及び水路は通水量（ $m^3/s$ ）

※5：水路延長とは、水路の場合は延長（km）、水路以外は空欄

(3) 施設数計

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	排水樋門	用(排)水路	その他	計
施設数 延長	個所	個所	個所	個所	個所	個所 km	個所	個所 km

3. 事業の進め方

※地区設定の方法、年度計画、方針策定後5年間の計画策定の推進目標（最低でも50%とする）等について記載すること。

## 別記様式第3号

### 農業用水再編対策基本計画

- 1 地域の利水をめぐる状況
- 2 地域の利水に関する将来構想
  - (1) 基本方針
  - (2) 水需要の将来予測
  - (3) 水源開発及び水利権取得計画
- 3 農業用水の再編構想
  - (1) 基本方針
  - (2) 現況の農業用水の利水状況
  - (3) 農業用水需要の将来予測
  - (4) 必要水量の検討
  - (5) 水利調整計画
- 4 施設整備の概要
  - (1) 農業水利施設の整備状況
  - (2) 必要水量の確保に必要な施設の整備計画
  - (3) 費用負担の考え方
  - (4) 施設の管理の考え方
  - (5) 関連事業計画等
- 5 その他関連する事項

# 別記様式第4号

地区名	地区
作成年月	年 月

地域用水環境整備計画  
〇 〇 地 区

平 成 年 月  
〇〇県〇〇土地改良区（市町村）

## <地域用水環境整備計画 目次>

- |                                 |                          |
|---------------------------------|--------------------------|
| <b>1 地区概要表</b>                  | (1) 基本方針                 |
| <b>2 地域の所在及び現況</b>              | (2) 高度化する機能ごとの基本的考え方     |
| (1) 所 在                         | <b>4 施設の整備等の構想及び基本計画</b> |
| (2) 地域の概要                       | <b>5 事業実施計画</b>          |
| ① 地域の地勢及び社会条件                   | (1) 事業実施計画               |
| ② 市町村等における地域開発等の方向              | (2) 指標等                  |
| (3) 農業用水の成立過程                   | ① 地域用水機能存在指標（現況）         |
| ① 農業用水の歴史的経緯                    | ② 地域用水機能増進指標（現況及び計画）     |
| ② 整備状況                          | <b>6 関連事業</b>            |
| (4) 現況の地域用水機能                   | <b>7 添付図面</b>            |
| ① 地域用水機能の概要                     | (1) 地域用水環境整備現況図          |
| ② 施設タイプごとの地域用水機能の概況             | (2) 地域用水整備構想図            |
| ③ 管理体制                          | (3) 地域用水機能効果算定図（現況）      |
| <b>3 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方</b> | (4) 地域用水機能効果算定図（計画）      |

地域用水環境整備計画

1 地区概要表

都道府県名		地区名					地域用水機能の増進のための方策	地域用水機能	現況	
関係市町村名								地域用水機能	目標	
地域の概要	地理的条件							施設整備		
	農業状況									
計画対象面積	全体	水田	畑	その他農用地	農用地以外	備考		配水操作		
	ha	ha	ha	ha	ha					
人口・戸数		総人口	農家人口	総戸数	農家戸数			維持管理		
	実数									
	構成比									
農業基盤整備状況								機能の増進	存在要件	
							増進効果			
							備考			

2 地域の所在及び現況

(1) 所在

都道府県名	市町村名	土地改良区名

(2) 地域の概要

① 地域の地勢及び社会条件

--

② 市町村等における地域開発等の方向

--

(3) 農業用水の成立過程

① 農業用水の歴史的経緯

--

② 整備状況

事業名	工期	受益面積	整備内容



(4) 現況の地域用水機能

① 地域用水機能の概要

--

② 施設タイプ毎の地域用水機能の概況

- 1) 景観・生態系保全機能または親水機能を有する施設
- 2) 流雪用水機能を有する施設
- 3) 防火用水機能を有する施設
- 4) 生活用水機能を有する施設

施設	施設の状況		機能の状況				管理の状況		備考
	施設構造	状況	アクセス	水路状況	水位変動	水質	管理者	状況	

③ 管理体制

--

3 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方

(1) 基本方針

--

(2) 高度化する機能ごとの基本的考え方

機能	基本的考え方	施設整備の考え方	配水管理の考え方
生活用水機能 防火用水機能 景観保全機能 消流雪用水機能			

4 施設の整備等の構想及び基本計画

施設	機能の類別	機能の増進目標		整備する施設の概要		予定管理者	備考
		現況	目標	構造	数量		

5 事業実施計画

(1) 事業実施計画

- ア. 事業実施主体
- イ. 総事業費
- ウ. 予定工期
- エ. 予定費用負担割合

(2) 指標等

① 地域用水機能存在指標（現況）

幹線名	支線名	水路延長	存在割合 (%)	地域用水機能存在延長 (m)					備考
				景観保全	流雪用水	防火用水	生活用水	合計	
〇〇〇用水路	〇〇〇支線	1,000	40	100	200	150	100	400	(記入例)
合	計								

注1：地域用水機能存在延長の合計は各機能の重複部分を除く。  
 注2：存在要件達成型の場合は、計画についても作成すること。

② 地域用水機能増進指標（現況及び計画）

幹線系統名	幹・支線名	地域用水機能名	機能番号	現況（計画）における地域用水機能発揮に係る指標別評価												備考	
				評価値				係数				算定値					
				了ケセス指 A	水路状況指 B	水位変動指 C	水管延長指 D	延 長 a	戸 数 n	密 度 a'	擁壁直壁率 a*a	了ケセス指 A*a*a	水路状況指 B*a*a	水位変動指 C*a*a	水管延長指 D*a*a		計
〇〇幹線	〇〇支線	防火用水	防-1	1	1	5	-	200	4	0.1	20	20	20	100	-	140	記入例
〇〇幹線	××支線	景観保全	景-1	1	1	5	4	1500		1.0	1500	1500	1500	7500	6000	16500	記入例
〇〇幹線	××支線	生活用水	生-1	2	1	5	5	1	2	10.0	10	20	10	50	50	130	記入例
合	計																
	景観保全																
	流雪用水																
	防火用水																
	生活用水																

6 関連事業

7 添付図面

- (1) 地域用水環境整備現況図
- (2) 地域用水環境整備構想図
- (3) 地域用水機能効果算定図（現況）
- (4) 地域用水機能効果算定図（計画）

## 別記様式第5号

### 保全整備事業計画書（〇〇地区）

#### 1. 機能保全計画の策定

##### (1) 対象施設一覧※1

施設名	造成年度	種類※2	規模※3	水路延長※4	管理主体	備考

※1：必要に応じて項目数を増減させること。

※2：種類とは、土地改良事業計画書の主要工事計画の工種区分とする。

※3：規模とは、貯水池は貯水量（千 $m^3$ ）、頭首工は取水量（ $m^3/s$ ）、揚水機及び排水機は揚水量（ $m^3/s$ ）、樋門及び水路は通水量（ $m^3/s$ ）

※4：水路延長とは、水路の場合は延長（km）、水路以外は空欄

##### (2) 施設数計

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	排水樋門	用(排)水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						km		km

#### 2. 対策工事

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要

### 3. 緊急対応の実施

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対応の概要

### 4. 事業費

区 分	事 業 費	備 考
1. 機能保全計画の策定	千円	
2. 対策工事	千円	
3. 緊急補修工事	千円	
計	千円	

### 5. 計画図面（一般平面図及び現行施設主要構造図）

注1) 実施方針（別記様式第2号）を添付すること。

注2) 対策工事を実施しようとする場合、当該施設に係る機能保全計画等の概要（別記様式第6号）を添付すること。

別記様式第6号

機能保全計画の概要

1 施設の概要	施設名称	造成工期		受益面積	造成事業	施設管理者
		着工	完成	h a		
	施設構造					
	施設規模					
	事業実施理由					
2 調査結果概要	予備調査結果概要					
	一般調査結果概要					
	詳細調査結果概要					
	診断結果					
3 機能保全対策概要	対策工法					
	対策時期					
	対策費用					
4 コスト機能保全	機能保全コスト					
	コスト削減効果※					

※コスト削減効果については、従来の対応を採った時と比較して、本事業によるコスト削減効果を記入する。

別記様式第7号

〇〇地区 事業計画の概要

地区名				局名			
都道府県名				事業主体			
関係市町村名	受益面積			受益戸数	事業費	予定工期	
	水田	畑	計				
	ha	ha	ha	戸	千円	年度 ~	
現況 (事業の 必要性)	(対象施設の状況、補強工事等の必要性等について具体的に記載する。)						
対象施設 概要	名称	主要諸元		受益面積	基本事業計画		
					造成工期	造成工事費	受益面積
	〇〇 ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、 有効貯水量、計画洪水量、余 水吐形式、取水設備形式等		ha	年度 ~	千円	ha
	〇〇 頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、 計画洪水量、基礎、護床工型 式、附帯設備等					
	〇〇 機場	形式、実揚程、揚水量、原動 機、基礎等					
	〇〇幹 線水路	形式、延長、流量、流速、附 帯工等					
施設整備 計画	(機能保全対策工事の規模、工法等について記載する。)						
事業費	種目	数量		金額		備考	

基本事業 の概要	事業種別	地区名	受益面積			事業費	工期
			水田	畑	計		
			ha	ha	ha	千円	年度
計画の概要							
対象施設 の 管理状況	施設名	管理費（最近10ヵ年平均）			管理事業計画の概要		
		水管理費	整備補修費	計			
		千円	千円	千円	計画確定年月日	管理受託者	費用負担区分

関連事業	事業名	工期	受益面積	総事業費	前年度までの進捗率	本事業との関連性
法手続 予定表						
図面等	1 一般計画平面図（5万分の1地形図） 2 主要対策工事図面 3 基本事業概要図					

（注）基本事業とは本事業による機能保全対策工事の対象となる施設を造成した国営土地改良事業、都道府県営土地改良事業等の土地改良事業をいう。

## 別記様式第 8 号

### 事業計画概要書

#### 第 1 章 目 的

事業の目的を簡潔に記載する。

#### 第 2 章 地域の所在地及び現況

地域の所在及び地積、機能保全対策工事の対象となる施設の状況並びに機能保全対策工事の必要性について記載する。

#### 第 3 章 施設整備計画

対策工事の内容について記載する。

#### 第 4 章 費用の概算

総額のみ記載する。

#### 第 5 章 効 用

事業の施行によって生ずる効果について記述する。

#### 第 6 章 他の事業との関係

基本事業及び当該施設に係る維持管理事業の概要等について記載する。

#### 第 7 章 計画概要図

5 万分の 1 地形図に記載する。



## 別記様式第9号

## 事業計画書

- 第1章 目 的
- 第2章 地域及び地積
  - 第1節 地 域
  - 第2節 地 積
- 第3章 対象施設の状況
  - 第1節 用水施設
    - 1 貯水池
    - 2 頭首工
    - 3 揚水機
    - 4 用水路
    - 5 その他かんがい施設
  - 第2節 排水施設
    - 1 排水水門
    - 2 排水機
    - 3 排水路
    - 4 その他排水施設
  - 第3節 その他の施設
- 第4章 施設整備計画
  - 第1節 要 旨
  - 第2節 用水施設
    - 1 貯水池
    - 2 頭首工
    - 3 揚水機
    - 4 幹線用水路
    - 5 その他かんがい施設
  - 第3節 排水施設
    - 1 排水水門
    - 2 排水機
    - 3 排水路
    - 4 その他排水施設
  - 第4節 その他の施設
- 第5章 工事の着手及び完了の予定時期
- 第6章 環境との調和への配慮
- 第7章 事業費の総額及び内訳
- 第8章 効 用
- 第9章 関連する事業
  - 1 基本事業
  - 2 維持管理事業
  - 3 その他の関連事業
- 第10章 計画図面
  - 1 現況平面図
  - 2 計画平面図
  - 3 主要工事図面

別記様式第10号

地方農政局長  
農村振興局長 殿

都道府県知事名

水田利活用実績報告書

別紙のとおり水田利活用の実績を報告する。



別記様式第11号

平成〇〇年度 保全整備事業実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長〕  
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があつた〇〇事業について、下記のとおり事業を実施したので報告します。

記

1. 地区名 〇〇地区

2. 機能保全計画策定施設調書

(施設一覧<sup>※1</sup>)

施設名	造成年度	種類 <sup>※2</sup>	規模 <sup>※3</sup>	水路延長 <sup>※4</sup>	管理主体	備考

※1：必要に応じて項目数を増減させること

※2：種類とは、土地改良事業計画書の主要工事計画の工種区分とする。

※3：規模とは、貯水池は貯水量（千 $m^3$ ）、頭首工は取水量（ $m^3/s$ ）、揚水機及び排水機は揚水量（ $m^3/s$ ）、樋門及び水路は通水量（ $m^3/s$ ）

※4：水路延長とは、水路の場合は延長（k m）、水路以外は空欄

(施設数計)

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	排水樋門	用(排)水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						k m		k m

3. 対策工事実施施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要	事業費

4. 緊急対応実施施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対応の概要	事業費

5. 事業収支決算書

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
国庫補助金				
都道府県費				
土地改良区等				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
機能保全計画 策定費				
対策工事費				
緊急対応費				
計				

## 別紙2（特別型に係る運用）

### 第1 趣旨

要綱第2の2に掲げる特別型の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

### 第2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 農地所有適格法人等 農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業法人並びに3の(1)のウに定める農業水利施設等整備事業の完了までに農地所有適格法人又は特定農業法人となると見込まれる者をいう。以下同じ。）をいう。
- 2 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（4に定める基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。
- 3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。

#### (1) 農業者（農地所有適格法人を含む。）の場合

認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であること又は次に掲げるすべての要件を備えていること。

ア 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること）。

イ その者が現に農業経営者として農業に従事しているか、新規就農希望者（農業後継者を含む。）又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。

ウ 生産基盤整備事業等（別表の区分の欄の1から3までの事業をいう。以下同じ。）の完了時における経営等農用地の面積（農地所有適格法人にあっては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積）が、おおむね3.5ヘクタール（露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあっては作物ごとに市町村長が都道府県知事と協議して定める面積、北海道にあっては北海道知事があらかじめ農村振興局長の意見を聴いて地域ごとに定める面積）を超えていること。

なお、この基準の適用が困難な地域にあっては、市町村長が都道府県知事と協議してこの基準と異なる面積とすることができるが、この協議に際して都道府県

知事はあらかじめ地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長）の意見を聴くものとする。

エ 事業実施地区について、第6の2の(2)により市町村が作成する農業農村活性化計画（以下「活性化計画」という。）又は第6の4により都道府県が作成する農用地利用集積地域土地改良整備計画（以下「集積地域整備計画」という。）の目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれること。

なお、活性化計画及び集積地域整備計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

## (2) 生産組織の場合

次に掲げるすべての要件を備えていること。

ア 農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有する組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械・施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

イ 主たる従事者の中に、(1)のア及びイの要件を満たす者がいること。また、生産基盤整備事業等の完了時において、基幹ほ場3作業についてそれぞれのオペレーターの作業面積（生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。）が(1)のウに定める基準を超えていること。

ウ 活性化計画若しくは集積地域整備計画の目標年度までに法人となり認定農業者となることが確実と見込まれること。

## (3) 集落営農の場合

特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体をいう。）又は次に掲げるすべての要件を満たす組織であることが確実と見込まれること。

ア 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農地所有適格法人となることに関する計画であつて、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(ア) 農地所有適格法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日（以下「計画策定日」という。）から起算して5年を経過する日前であること。

(イ) 当該団体が農地所有適格法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

(ウ) 当該団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下「目標農業所得額」という。）が定められており、かつ、その額が、市町村基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

(エ) 当該団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、市町村基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

ウ その耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担していること。

エ その耕作に係る利益をすべての構成員に対し配分していること。

オ 市町村基本構想において定められた農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域における農用地の利用の集積の目標（計画策定日から起算して5年を経過する日前に、当該区域内の農用地の面積の3分の2以上（当該団体が、当該区域内の生産調整面積の過半について主な基幹作業（水稻については耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。）の委託を受ける場合にあつては、2分の1以上）の利用の集積を行うことを内容とするものに限る。）が定められており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(4) 法人（農地所有適格法人を除く。）の場合

活性化計画若しくは集積地域整備計画の目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5) 人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2の1に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）に位置づけられていること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

4 2の「基幹ほ場3作業」とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつては(1)、(3)又は(4)のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

(1) 耕起

(2) 代かき

(3) 田植え又は播種

(4) 収穫

5 集約化 同一の農業者の経営等農用地であつて、1ヘクタール（北海道にあつては3ヘクタール、樹園地にあつては0.5ヘクタール）以上のまとまりを有する農地となることをいう。なお、まとまりを有する農地とは、2つ以上の農地であつて、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの

(2) 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの

(3) 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの



- (4) 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
  - (5) 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの
  - (6) その他当事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの
- 6 中山間地域等 以下に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。
- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島
  - (2) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域
  - (3) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域
  - (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域
  - (5) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域と見なされる区域を含む。）
  - (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
  - (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）
  - (8) (1)から(7)までに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

### 第3 事業の内容

特別型の事業内容は、次に掲げるものとする。

#### 1 産地収益力向上型

##### (1) 高収益作物導入促進型

ア 生産基盤整備事業（別表の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業をいう。以下同じ。）の事業種類の欄の(1)又は(4)に掲げるものを実施するもの

イ アの事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(2)（農作業道の変更に限る。）、(3)、(5)、(6)、(7)及び(8)並びに別表の区分の欄の2の(1)及び(4)並びに4の事業の事業種類の欄に掲げる事業のうちアの事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

ウ 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知。以下同じ。）第2の1の表の事業の分類の欄の特別型のうち高収益作物導入促進事業（以下「国営かん排事業（高収益作物導入促進事業）」という。以下同じ。）と併せて、産地形成促進事業（別表の区分の欄の4の事業種類の欄の(2)のアに掲げる事業をいう。以下同じ。）を一体的に実施するもの

##### (2) 畑地帯総合整備型

ア 畑地帯担い手育成型

(ア) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)に掲げるもののうち1以上を実施するもの

(イ) (ア)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)

並びに別表の区分の欄の2から4までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち(ア)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

#### イ 畑地帯担い手支援型

- (ア) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)に掲げるもののうち1以上を実施するもの
- (イ) (ア)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)並びに別表の区分の欄の2及び3の事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち(ア)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの
- (ウ) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)のうち畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業（以下「単独施設整備」という。）
- (エ) 次に掲げる①又は②のいずれかを行う事業（以下「単独土層改良」という。）
  - ① 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)及び(6)、別表の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(1)に掲げる事業並びにこれを補完するための生産基盤整備事業の事業種類の欄の(8)に掲げる事業、別表の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(3)に掲げる事業、同表の区分の欄の3の事業の事業種類の欄の(4)に掲げる事業
  - ② 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(4)に掲げる事業のうち暗渠の新設若しくは変更と一体的に行われる同欄の(1)に掲げる事業のうち排水施設に係る事業を総合的に実施する事業
- (オ) 別表の区分の欄の3の事業の事業種類の欄の(8)に掲げる事業のみを行う事業（以下「単独営農用水」という。）

### 2 農地集積促進型

- (1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)に掲げるものを実施するもの
- (2) (1)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)及び(5)並びに別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの
- (3) 国営かんがい排水事業実施要綱第2の1の表の事業の分類の欄の特別型のうち国営水利システム再編事業（農地集積促進型）（以下「国営かん排事業（農地集積促進型）」という。）と併せて、中心経営体農地集積促進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(2)のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）を一体的に実施するもの

### 3 共通事項

#### (1) 営農環境整備事業

- ア 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。
- イ 農業集落排水施設整備事業とは、生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業

実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。

エ 用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

(ア) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。

(イ) 地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。

(ロ) 農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。

(ハ) 営農施設の撤去又は移転であって、事業の効率が高められ、かつ、事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。

オ 営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね10戸以上、かつ、末端の受益戸数が2戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

## (2) 農業経営高度化支援事業

ア 高度土地利用調整事業のうち指導事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)のアの指導事業をいう。以下同じ。）の内容は、以下のとおりとする。

(ア) 農業経営高度化支援事業の啓発普及

(イ) 農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告

(ロ) 農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

(ハ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農業経営高度化促進事業又は耕地利用高度化推進事業に関する助言又は指導

イ 指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から高収益作物導入促進土地改良整備計画（以下「導入促進整備計画」という。）、活性化計画又は集積地域整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあつては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)のイの調査・調整事業をいう。以下同じ。）の内容は、以下のとおりとする。

(ア) 関係農家の意向調査活動

- (イ) 用水の需要調査、配水計画や水利系統の見直し等の調整活動
- (ウ) 河川管理者との水利権協議等に関する調整活動
- (エ) 土地利用調整活動
- (オ) 農用地流動化についての関係機関との調整活動
- (カ) 農作物の需要動向、消費者ニーズの把握、販売先の検討等に関する調査活動
- (キ) 導入作物の作付実証ほの設置・運営、土壌診断等に関する調査活動
- (ク) 地域全体での営農転換に向けた効率的な輪作体系、作業受委託、雇用対策や集落営農・法人化等の検討、農業機械の利用再編に関する活動
- (ケ) 専門技術者の育成、現場での講習・研修会開催、普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農・栽培技術等に関する活動
- (コ) 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動
- (サ) その他高収益作物の導入・促進、農用地流動化に係る調査・調整活動

エ 調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から導入促進整備計画、活性化計画又は集積地域整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

オ 農業経営高度化促進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(2)の農業経営高度化促進事業をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、以下のとおりとする。

(ア) 産地形成促進事業

- ① 高収益作物の作付面積の増加に資するものとなるよう配慮するものとする。
- ② 産地形成促進事業を実施する地区の農地については、生産基盤整備事業又は国営かん排事業（高収益作物導入促進事業）の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下同じ。）のIVの第2の4の(1)に定める水田活用の直接支払交付金の交付申請（以下「交付申請」という。）ができないこととする。

ただし、畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分の農地については、生産基盤整備事業又は国営かん排事業（高収益作物導入促進事業）の完了年度の翌年度から起算して5年間は経営所得安定対策等実施要綱のIVの第2の6の(1)に定める戦略作物助成の交付申請ができることとする。なお、「畑作物に軸足を置いた汎用化」とは、地域で合意された営農計画に基づき、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用をいう。

(イ) 中心経営体農地集積促進事業

中心経営体への農用地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

カ 耕地利用高度化推進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(3)の耕地利用高度化推進事業をいう。以下同じ。）の内容は、以下のとおりとする。

(ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平

- (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
  - (ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
  - (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
  - (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
  - (カ) 転作後に必要な田面整地作業
  - (キ) その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動
  - (ク) 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査
- キ 耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から導入促進整備計画、活性化計画又は集積地域整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

#### 第4 事業実施主体

特別型に係る要綱第4の農村振興局長が別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

- 1 特別型の事業実施主体は、2から4までに定める場合を除き、都道府県とする。
- 2 指導事業の事業実施主体は、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会又は土地改良区とする。
- 3 調査・調整事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。
- 4 農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。

#### 第5 採択要件

特別型に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

##### 1 産地収益力向上型

###### (1) 高収益作物導入促進型

- ア 受益面積の合計がおおむね20ヘクタール（中山間地域等にあつては10ヘクタール）以上であること。
- イ 第6の1の(1)の導入促進整備計画に定める目標年度において、高収益作物の作付面積が、生産基盤整備事業の開始時に比べ次のとおり増加することが確実に見込まれること。
  - (ア) 当該事業の受益地における作付面積に占める高収益作物の作付面積割合（以下「面積割合」という。）が5パーセントポイント以上増加すること。
  - (イ) 高収益作物を新たに作付する面積が2ヘクタール（中山間地域等にあつては1ヘクタール）以上となること。
  - (ウ) 産地形成促進事業を実施する場合は、(ア)及び(イ)に加え、面積割合が10%以上となること。
- ウ 第3の1の(1)のウの場合にあつては、ア及びイの規定にかかわらず、高収益作物の作付面積が、国営かん排事業（高収益作物導入促進事業）の開始時に比べ次のとおり増加することが確実に見込まれること。

(ア) 面積割合が5パーセントポイント以上増加すること。

(イ) 面積割合が10%以上となること。

(2) 畑地帯総合整備型

ア 畑地帯担い手育成型

(ア) 受益面積の合計が20ヘクタール（北海道にあつては100ヘクタール、沖縄県又は奄美群島にあつては10ヘクタール、中山間地域等にあつては事業の申請時に担い手が1戸以上ある場合に限り10ヘクタール）以上であること。

ただし、樹園地にあつては、次のすべての要件を満たす場合、それぞれおおむね0.5ヘクタール以上の団地の合計面積が5ヘクタール以上であることとする。

① 別記様式第18号により産地構造改革計画を策定していること（ただし、事業実施予定区域を含む範囲で、果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）に基づく果樹産地構造改革計画を策定済みの場合、当該計画を別記様式第18号に替えられるものとする。）

② 事業完了時点において、優良品目・品種の作付面積が、地区全体の経営面積の20%以上となることが見込まれること

(イ) 調査・調整事業を実施する場合にあつては、①又は②のいずれかの要件を満たすこと。

① (a)又は(b)のいずれかの要件を満たすこと。

(a) 事業完了時に、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が次のとおり増加することが見込まれること。

i 事業採択時20%未満の場合にあつては、30%以上となること。

ii 事業採択時20%以上50%未満の場合にあつては、10パーセントポイント以上増加すること。

iii 事業採択時50%以上55%未満の場合にあつては、60%以上となること。

iv 事業採択時55%以上90%未満の場合にあつては、5パーセントポイント以上増加すること。

v 事業採択時90%以上95%未満の場合にあつては、95%以上となること。

vi 事業採択時95%以上の場合にあつては、これらの担い手への利用集積が図られていること。

(b) 事業の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実に見込まれること。

i 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上となること。

ii 事業実施地区において、認定農業者数が事業開始時に比べ30%以上増加すること。

② 担い手に農地所有適格法人を除く法人を位置づけた場合にあつては、当該

法人に係る農地集積率が30%以上となること。

- (ウ) 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあっては、活性化計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合（以下「中心経営体集積率」という。）が55%以上となること。

イ 畑地帯担い手支援型

- (ア) 受益面積の合計がおおむね30ヘクタール（沖縄県又は奄美群島にあっては、おおむね20ヘクタール）以上であること。

ただし、樹園地にあっては、都道府県知事が事業の難易度、地区の事情等を総合的に勘案し、畑地帯担い手支援型で実施することの妥当性について十分検討した結果、畑地帯担い手支援型で実施することがやむを得ないと判断したもののについては、それぞれおおむね5ヘクタール以上の団地の合計面積が10ヘクタール以上であることとする。

- (イ) 単独施設整備を行う場合にあっては、(ア)に関わらず、次のすべての要件を満たすこと。

- ① 国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された畑地かんがいをも目的とした農業用用水施設を対象とするものであること。
- ② 受益面積がおおむね30ヘクタール（沖縄県又は奄美群島にあっては、おおむね20ヘクタール）以上であって、かつ、総事業費が3千5百万円以上であること。
- ③ 次に定める地域のいずれかに該当する地域又はこれらの地域に該当することが確実と見込まれる地域（以下「畑作物の生産を振興すべき地域」という。）において行うものであること。
  - (a) 野菜指定産地（野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第4条第1項の規定に基づき指定された地域）
  - (b) 果樹濃密生産団地（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3第3項に規定する広域の濃密生産団地の計画的な形成に資するための計画が樹立された地域）
  - (c) 高能率生産団地（農業団地育成対策基本要綱（昭和47年5月29日付け47企第187号農林事務次官依命通知）に定める地域）であって畑作物が生産される地域
  - (d) 寒冷地畑作振興地域（北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和34年法律第91号）第2条第1項の規定により指定された地域）
  - (e) 気象、土壌その他の自然条件が甘味資源作物の栽培に適すると認められる地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19条第1項の規定により指定された地域）
  - (f) 集約酪農地域（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号。以下「酪農肉用牛生産振興法」という。）第3条第1項の規定により指定された地域）であって畑作物が生産される地域
  - (g) 活動火山周辺地域（活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第13条第1項の規定により指定された避難施設緊急整備地域若しくはその周

辺の地域)であって畑作物が生産される地域

(h) 輸入自由化等の影響を被る畑作物の産地として、かんきつ、りんご、ぶどう、パインアップル、もも、トマト、甘しょ、ばれいしょ、飼料作物、らっかせい、豆類、さとうきび、麦類、てんさい、こんにやく及びくわ(以下「特定畑作物」という。)のいずれかの作物を作付しており、次に掲げる要件のいずれかに該当する地域

i 事業実施地区に係る町村合併促進法(昭和28年法律第258号)施行以前の市町村の畑面積に対する特定畑作物の作付け面積の割合が30パーセント以上又は特定畑作物の作付面積がおおむね300ヘクタール以上であること。

ii 事業実施地区における農地面積に対する特定畑作物の作付面積の割合が50パーセント以上であること。

(ウ) 単独土層改良を行う場合にあっては、(ア)にかかわらず、土層改良を必要とする地域の営農形態に即した畑地不良土層改良保全計画(以下「不良土層関連保全計画」という。)又は良品質麦安定供給強化対策実施要領について(平成10年9月2日付け10食糧第974号(企画)食糧庁長官通達)による承認に基づき県生産者団体が策定する良品質麦生産計画に即した良品質麦生産土層改良保全計画(以下「麦生産関連保全計画」という。)に即して策定される事業計画に基づき実施されるものであって、次のすべての要件を満たすこと。ただし、麦生産関連保全計画が策定されている地域(沖縄県、奄美諸島及び離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策地域を除く。)にあっては、次に掲げる要件の①及び④に該当するものであること。

① 受益面積がおおむね30ヘクタール(沖縄県又は奄美群島にあっては、おおむね20ヘクタール)以上であること。

② 畑作物の生産を振興すべき地域において行うものであること。

③ 以下のいずれかに該当する地域で実施すること。

(a) 泥炭土、重粘土、火山灰性土、ジャーガル、マーヅ等の不良土層地帯

(b) 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和27年法律第96号)第2条第1項の規定に基づき指定された地域

(c) 特定畑作物から他の畑作物への転換にあたり、特に必要と認められる地域

④ 営農上一定のまとまりを有する地域であって、かつ、農道、農業用排水施設等の基幹施設がおおむね整備済みの地域であること。

⑤ 作物の生育、農作業の能率を著しく阻害する不良土層が受益面積のおおむね5割以上を占めること。

⑥ ⑤の不良土層の基準は、旧土壤保全対策要綱(昭和46年7月9日付け46農政第2915号農林事務次官依命通知)に基づく地力保全基本調査(以下「地力調査」という。)における土壤生産力可能性等級のⅢ又はⅣ等級に相当するものに該当すること。なお、不良土層の分布状況の把握に当たっては、地力調査等土壤の性質に関する調査の結果を活用するものとし、このような調査



が行われていない場合及び特に調査を必要とする場合にあっては、地力調査に準じて新たに土壌の調査を実施するものとする。

(エ) 単独営農用水を行う場合にあっては、受益農家が20戸以上又は飼料生産基盤、乳牛、施設、農機具等の調達見込みからみて酪農肉用牛生産振興法第2条の3第1項の認定に係る酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画に定める酪農専業経営若しくは酪農畑作経営に相当する規模の経営を行うことが可能と認められる農家若しくは酪農経営農家以外の畜産経営農家の有する飼料作物の作付け面積の合計が150ヘクタール以上のものであって、次に掲げるいずれかの要件に該当するものであること。

① 受益農家が酪農経営農家である場合にあっては、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域内にあること。

② 受益農家が酪農経営農家以外である場合にあっては、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域、寒冷地畑作振興地域、野菜指定産地又は果樹濃密生産団地にあること。

## 2 農地集積促進型

(1) 受益面積の合計がおおむね20ヘクタール(中山間地域等にあっては10ヘクタール)以上であること。

(2) 第3の2の(1)又は(2)の事業の完了時において、担い手農地利用集積率が、事業開始時(別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)の事業(以下「高度土地利用調整事業」という。)を生産基盤整備事業の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。)に比べ次のとおり増加することが確実と見込まれること。

ア 事業開始時における担い手農地利用集積率が40%未満である場合にあっては、これが50%以上となること。

イ 事業開始時における担い手農地利用集積率が40%以上50%未満である場合にあっては、これが10パーセントポイント以上増加すること。

ウ 事業開始時における担い手農地利用集積率が50%以上55%未満である場合にあっては、これが60%以上となること。

エ 事業開始時における担い手農地利用集積率が55%以上90%未満である場合にあっては、これが5パーセントポイント以上増加すること。

オ 事業開始時における担い手農地利用集積率が90%以上95%未満である場合にあっては、これが95%以上となること。

カ 事業開始時における担い手農地利用集積率が95%以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。

(3) 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあっては、集積地域整備計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること。

特別型に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

## 1 高収益作物導入促進型

都道府県知事は、高収益作物導入促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第6項の導入促進整備計画を作成するものとする。なお、導入促進整備計画の目標年度は、生産基盤整備事業の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(1) 令第50条第6項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

ア 計画区域の現況

イ 高収益作物の導入促進の見通し

ウ 面積割合の増加を実現するために必要な営農計画の内容

(2) 導入促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 地区の現況

イ 課題及び整備方針

ウ 農業生産基盤整備事業の概要

エ 高収益作物の導入促進計画

オ 高収益作物の目標年度及び作付計画

カ 産地形成推進事業の概要

(3) 導入促進整備計画の様式は、別記様式第1号によるものとする。

## 2 畑地帯担い手育成型

都道府県知事は、畑地帯担い手育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から(2)の活性化計画の提出を受けた上で、令第50条第4項の畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下「畑地帯集積促進整備計画」という。）を作成するものとする。

(1) 畑地帯集積促進整備計画

ア 令第50条第4項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

(ア) 計画区域の現況を明らかにするとともに、その地域における担い手の見通し、事業の実施により行われる担い手の経営規模の拡大並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積を明らかにする内容のものであること。

(イ) 事業の実施により、借地等を活用した担い手による連担的ほ場の形成等に向け、将来担い手の育成を図るため農用地の利用集積を一定要件以上図ることが明らかなものであること。

イ 畑地帯集積促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 農業構造改善目標

(イ) 担い手等の見通し

(ウ) 農地の流動化計画

(エ) 土地利用計画

(オ) 農業生産基盤整備計画

ウ 畑地帯集積促進整備計画の様式は、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成15年4月1日付け14農振第2492号農林水産省農村振興局長通知）によるものとする。

## (2) 活性化計画

ア 活性化計画は、市町村基本構想に基づき、市町村が策定するものとする。

イ 活性化計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や生産性の高い農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、1から数集落を対象とする。

ウ 活性化計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

### (ア) 農業構造再編の目標

市町村基本構想に沿って、集落における目標年度における農業就業人口、育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標、生産性向上目標等について定める。

### (イ) 農地の流動化計画

(ア)に基づき、所有権の移転、利用権設定、農作業受委託等目標年度までの農地流動化面積の目標を設定する。

### (ウ) 土地利用計画

農業経営の規模拡大等を進めるとともに、良好な生産集落環境の施設等の整備に係る適切な土地利用を図るため、集落及び事業実施地区内の農地全体に係る土地利用計画を策定する。

### (エ) 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化・生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画について策定する。

### (オ) 推進体制整備計画

担い手に農地の利用集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容を策定する。

### (カ) 農業生産基盤及び生産・集落環境の整備目標

農業生産基盤整備、営農環境整備等の整備目標を策定する。

### (キ) その他必要な事項

(ウ) 市町村は、活性化計画の策定にあたり、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他農業団体等の意見を聴くものとし、関係者の合意に基づき作成するものとする。

エ 市町村は、活性化計画を策定するに当たっては、必要に応じて次に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

### (ア) 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。

### (イ) 集落懇談会の開催

### (ウ) その他必要な活動

## 3 畑地帯担い手支援型

都道府県知事は、畑地帯担い手支援型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から(2)に定める畑地帯営農促進基本計画（以下「基本計画」という。）を受けた上で、令50条第1項第11号の畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画（以下「高度化整備計画」をいう。）を作成するものとする。ただし、単独営農用水を行う場合にあつては、この限りではない。

(1) 高度化整備計画

ア 令第50条第1項第11号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

(ア) 計画区域の現況を明らかにするとともに、担い手の見通し、当該区域における農業経営の改善目標及びこれを実現するために必要な生産基盤の整備等が明らかであること。

(イ) 受益農家戸数に占める担い手の割合又は事業の受益面積に占める担い手の経営面積の割合が10パーセント以上である地域において定められる計画であること。

(ウ) 受益面積のうち3戸以上が担い手であること（ただし、農業経営基盤強化促進法第12条の規定に基づく市町村の認定を受けた農地所有適格法人等生産者組織にあつては、1経営体以上とする。）。

(エ) 事業の実施地区に占める畑作物の生産を営む区域の割合が相当程度以上あること。

イ 高度化整備計画の作成に当たっては、基本計画と整合を図るものとする。

ウ 高度化整備計画の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(2) 基本計画

ア 基本計画は、市町村基本構想に基づき市町村が策定するものとする。

イ 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 農業構造の目標

(イ) 土地利用計画

(ウ) 農業生産基盤の整備目標

(エ) 基盤整備等事業計画

(オ) 推進体制

(カ) その他必要な事項

ウ 市町村は、基本計画の策定に当たり、農業委員会、土地改良区、農業協同組合等の意見を聴くものとし、関係者の合意に基づき作成するものとする。

エ 基本計画の様式は、別記様式第3号によるものとする。

(3) 市町村は、畑地帯担い手支援型において、単独土層改良を行うときは、次に定める要件を満たす保全計画（不良土層関連保全計画又は麦生産関連保全計画をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

ア 保全計画においては、地域の営農の状況、農業生産基盤の整備の状況、土層構造の状況、有機資材等の地域資源需給状況等を踏まえ、高生産性畑作農業を展開するために必要な輪作体系の確立や新規作物導入等のための作付計画、地域資源の需給計画、中長期的に良好な土層構造を持続するための管理計画及び土層改良の基本方向並びにこのために必要な推進・支援体制等を地域の实情に応じて定め

るものとする。

イ 市町村は、保全計画の策定に当たり、必要に応じて、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、畜産団体、農業試験研究機関その他関係団体の意見を聴くものとし、計画区域内に存する農業者以外の者も含めた合意形成及び推進・支援体制づくりが確実となるよう努めるものとする。

ウ 不良土層関連保全計画及び麦生産関連保全計画の様式は、それぞれ別記様式第4号及び別記様式第5号によるものとする。

(4) 単独施設整備及び単独土層改良に係る事業計画概要書の様式は、それぞれ別記様式第6号及び別記様式第7号によるものとする。

(5) 要領第11の5にかかわらず、単独施設整備の事業計画の概要及び土地改良事業計画書の様式については、その性格にかんがみ、別記様式第8号及び別記様式第9号により作成するものとする。

#### 4 農地集積促進型

都道府県知事は、農地集積促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第5項の集積地域整備計画を作成するものとする。

(1) 令第50条第5項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

ア 計画区域の現況

イ 担い手等の見通し

ウ 担い手の経営規模の拡大並びにこれを実現するために必要な農用地流動化及び農作業の集積の内容

(2) 集積地域整備計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 地区の現況

イ 課題及び整備方針

ウ 生産基盤整備事業の概要

エ 担い手への農用地集積計画

オ 担い手別農用地集積方法

カ 農業経営高度化支援事業の概要

キ 中心経営体への農地集積・集約化計画

(3) 集積地域整備計画の様式は、別記様式第10号によるものとする。

#### 5 共通事項

(1) 高付加価値農業振興計画

都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業（別表の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(2)の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下同じ。）を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

ア 高付加価値農業振興計画は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農用地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

(ア) 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし

- (イ) 品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入
  - (ウ) 農作物の加工を通じた地域特産物の開発
  - (エ) その他適当と認められる手法
- イ 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (ア) 農業振興の構想
    - ① 農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置づけられる当該地区の農業振興の構想
    - ② 高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等に与える影響
  - (イ) 高付加価値農業形成計画
    - ① 高付加価値農業に関する営農計画
    - ② 土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方
    - ③ 農用地の権利移動状況
    - ④ 各種計画との調整
- (2) 営農環境整備事業にあつては、必要に応じ以下の事項に係る計画を定めるものとする。なお、計画を定める場合に当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続き及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。オの事項を定める場合にあっては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。
- ア 当該事業の目的
  - イ 費用負担予定者
  - ウ 工事計画
  - エ 費用の総額
  - オ 施設の整備を行う事業にあつては、施設予定管理者及び予定管理方法
  - カ 資金計画
- (3) 農業経営高度化支援事業
- 以下の場合において、農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は次の計画を作成するものとする。
- ア 高収益作物導入促進型において、第3の1の(1)のウの場合には、別記様式第11号により産地形成促進事業計画を作成するものとする。
  - イ 畑地帯担い手育成型においては、別記様式第12号により農業経営高度化計画を作成するものとする。
  - ウ 農地集積促進型において、第3の2の(3)の場合には、別記様式第13号により農地集積促進計画を作成するものとする。

## 第7 計画の変更等

次に定める変更があつた場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

- 1 都道府県知事は、畑地帯担い手育成型において、3に定める活性化計画の変更があつた場合には、その内容を踏まえて畑地帯集積促進整備計画（農業経営高度化支援事

業を行う場合にあつては、農業経営高度化計画を含む。)の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

2 都道府県知事は、畑地帯担い手支援型(単独土層改良及び単独営農用水を除く。)において、以下に掲げるいずれかの理由により基本計画の変更があつた場合には、その内容を踏まえて高度化整備計画の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

(1) 担い手の変更(認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。)

ア 担い手の追加

イ 担い手の交代

ウ 担い手の除外

(2) 事業計画の変更

(3) 目標年度の変更

(4) その他整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農用地の流動化計画に変更が生じた場合

## 第8 事業の達成状況報告

特別型に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

1 都道府県知事は、高収益作物導入促進型においては、導入促進整備計画又は産地形成促進事業計画に定める目標年度の3月末日までに、農地集積促進型においては、集積地域整備計画又は農地集積促進計画に定める目標年度の3月末日までに、それぞれ別記様式第14号、別記様式第15号により行うものとする。

2 都道府県知事は、畑地帯担い手育成型(農業経営高度化支援事業を実施する場合に限る。)においては、生産基盤整備事業等の完了年度の3月末日までに、別記様式第16号により行うものとする。

3 都道府県知事は、畑地帯担い手育成型の実施に伴う活性化計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事業等に着手した年度から目標年度までの毎年度その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第17号により地方農政局長等に報告するものとする。

## 第9 助成

1 要領別記の工事費には、非農用地に係る換地(換地上必要な工事を含む。)に必要な経費のほか、以下に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。

(1) 農業近代化施設用地

(2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地

(3) 集落移転用地

2 要領別記の換地費には、確定測量費を含むものとする。

3 指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から導入促進整備計画、活性化

計画又は集積地域整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

- 4 調査・調整事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から導入促進整備計画、活性化計画又は集積地域整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 5 調査・調整事業の助成の限度額は、高収益作物導入促進型を実施する場合を除いて、当該事業の受益面積ごとに区分する以下の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。
  - (1) 60ヘクタール未満の場合にあつては、1,500千円
  - (2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあつては、2,000千円
  - (3) 200ヘクタール以上の場合にあつては、4,000千円
- 6 農業経営高度化促進事業のうち産地形成促進事業の助成は、生産基盤整備事業等を行う場合にあつては、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度から導入促進整備計画に定める目標年度までにおいて、国営かん排事業（高収益作物導入促進事業）と一体的に実施する場合にあつては、国営かん排事業（高収益作物導入促進事業）の完了年度の翌年度から産地形成促進事業計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。
- 7 農業経営高度化促進事業のうち中心経営体農地集積促進事業の助成は、生産基盤整備事業等を行う場合にあつては、生産基盤整備事業等の開始年度から活性化計画又は集積地域整備計画に定める目標年度の翌々年度までにおいて、国営かん排事業（農地集積促進型）と一体的に実施する場合にあつては、国営かん排事業（農地集積促進型）の開始年度から農地集積促進計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。
- 8 農業経営高度化促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費又は国営かん排事業（高収益作物導入促進事業）若しくは国営かん排事業（農地集積促進型）の対象事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。
  - (1) 畑地帯担い手育成型及び農地集積促進型において生産基盤整備事業等と一体的に実施する中心経営体農地集積促進事業
    - ア 中心経営体集積率が55%以上65%未満の場合にあつては0.055、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合にあつては0.065
    - イ 中心経営体集積率が65%以上75%未満の場合にあつては0.065、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合にあつては0.085
    - ウ 中心経営体集積率が75%以上85%未満の場合にあつては0.075、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合にあつては0.105
    - エ 中心経営体集積率が85%以上の場合にあつては0.085、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合にあつては0.125
  - (2) 国営かん排事業（農地集積促進型）と一体的に実施する中心経営体農地集積促進事業
    - ア 中心経営体集積率が55%以上65%未満の場合にあつては0.055、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合にあつては0.065
    - イ 中心経営体集積率が65%以上75%未満の場合にあつては0.065、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合にあつては0.078



- ウ 中心経営体集積率が75%以上85%未満の場合にあつては0.075、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合にあつては0.091
  - エ 中心経営体集積率が85%以上の場合にあつては0.085、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合にあつては0.104
- (3) 高収益作物導入促進型において生産基盤整備事業等と一体的に実施する産地形成促進事業
- ア 当該事業の受益地における作付面積に占める高収益作物の作付面積の増加割合（以下「面積増加割合」という。）が5パーセントポイント以上6パーセントポイント未満の場合にあつては0.0625
  - イ 面積増加割合が6パーセントポイント以上7パーセントポイント未満の場合にあつては0.0750
  - ウ 面積増加割合が7パーセントポイント以上8パーセントポイント未満の場合にあつては0.0875
  - エ 面積増加割合が8パーセントポイント以上9パーセントポイント未満の場合にあつては0.1000
  - オ 面積増加割合が9パーセントポイント以上10パーセントポイント未満の場合にあつては0.1125
  - カ 面積増加割合が10パーセントポイント以上の場合にあつては0.1250
- (4) 国営かん排事業（高収益作物導入促進事業）と一体的に実施する産地形成促進事業
- ア 面積増加割合が5パーセントポイント以上6パーセントポイント未満の場合にあつては0.0520
  - イ 面積増加割合が6パーセントポイント以上7パーセントポイント未満の場合にあつては0.0624
  - ウ 面積増加割合が7パーセントポイント以上8パーセントポイント未満の場合にあつては0.0728
  - エ 面積増加割合が8パーセントポイント以上9パーセントポイント未満の場合にあつては0.0832
  - オ 面積増加割合が9パーセントポイント以上10パーセントポイント未満の場合にあつては0.0936
  - カ 面積増加割合が10パーセントポイント以上の場合にあつては0.1040
- 9 耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から導入促進整備計画、活性化計画又は集積地域整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

## 第10 その他

- 1 別表の区分2から4までの事業は、法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。
- 2 第9の8及び9の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業の総

事業費及び、国営かん排事業（農地集積促進型）若しくは国営かん排事業（高収益作物導入促進事業）の対象事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

- 3 高収益作物導入促進型において、農業経営高度化支援事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業と一体で申請するものとする。
- 4 高収益作物導入促進型にあっては、都道府県又は産地形成促進事業の事業実施主体は、導入促進整備計画又は産地形成促進事業計画の内容のうち作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）の第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会をいう。）に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は導入促進整備計画若しくは産地形成促進事業計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。
- 5 第3の1の(2)畑地帯総合整備型に係る実施計画や換地計画の策定又は農村環境計画の策定のための調査・調整等を行う場合にあっては、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産事務次官依命通知）の別紙2の実施計画等策定事業に係る運用又は別紙4の農村環境計画策定事業に係る運用を適用するものとする。
- 6 農業水利施設保全合理化事業実施要綱第2の2又は農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2231号・24農振第2092号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙3-1第2の6の(3)に基づき、平成29年度までに中心経営体農地集積促進事業を実施するものとして採択を受けた地区について第5の2の(3)の要件を満たす場合は、第9の8の(1)に定める中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額とすることができる。

別表

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	備 考
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) 客土事業 (4) 暗渠排水事業 (5) 区画整理事業 (6) 除礫 (7) 農用地造成 (8) 農地保全	農業用排水施設の新設、廃止又は変更  農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更  農用地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等  農用地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工  農用地等の区画形質の変更  除礫  農用地の造成  農用地の保全のため必要な事業	
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1) 土壌改良事業 (2) 高付加価値農業施設移転等事業 (3) 交換分合 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備	土壌改良資材の投入等  事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業  農用地等の交換分合  障害物の除去、除礫、深耕、整地、農産物被害防止施設の設置等	
3 営農環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 農業集落排水施設整備事業 (3) 農業集落防災安全施設整備事業 (4) 農業集落環境管理施設整備事業 (5) 用地整備事業 (6) 環境整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備  農業用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備  農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備  農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設の整備  区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備  親水・景観保全のための施設としての親水護	

	<p>(7) 生態系保全空間整備事業</p> <p>(8) 営農用水施設整備事業</p> <p>(9) 農作業準備休憩施設整備事業</p> <p>(10) 地域資源利活用基盤整備事業</p>	<p>岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備</p> <p>多種多様な野生生物が生息可能な空間の保全や回復が見込まれる湿地、ため池等の整備、これらの空間を結ぶネットワーク構築のための水路、樹林帯、水生植物の植栽等の整備</p> <p>農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの</p> <p>農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備</p> <p>地域資源を利活用して農業生産の補完又は生活環境の改善を図るために必要な施設、集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給する施設等の整備</p>	
4 農業経営高度化支援事業	<p>(1) 高度土地利用調整事業</p> <p>ア 指導事業</p> <p>イ 調査・調整事業</p> <p>(2) 農業経営高度化促進事業</p> <p>ア 産地形成促進事業</p> <p>イ 中心経営体農地集積促進事業</p> <p>(3) 耕地利用高度化推進事業</p>	<p>水利用・土地利用調整及び農用地の利用集積や高収益作物への転換を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動</p> <p>関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動</p> <p>高収益作物の導入・促進に向けた支援</p> <p>中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援</p> <p>営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動</p> <p>生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査</p>	<p>高収益作物導入促進型に限る</p> <p>畑地帯担い手育成型、農地集積促進型に限る</p>
5 特認事業	特認事業	地方農政局長等が特に認める事業	

別記様式第1号

高収益作物導入促進土地改良整備計画

1 地区の現況

都道府県名		地区名		受益面積		所在地		
地形・地質	土壌・気象							
地域農業概要	専兼業別農家戸数	専業	1種兼業	2種兼業	計	平均農家所得(平成 年)		
						農業所得	千円	
	1戸当たり平均耕地面積(ha)	水田	普通畑	樹園地	その他	計	農外所得	千円
							計	千円
	主要作物作付面積	作物名					延作付面積(ha)	土地利用率(%)
		作付面積(ha)						
単位収量(kg/10a)								
地域指定等								

2 課題及び整備方針

関連基幹事業の概要	事業実施主体	事業実施期間	事業内容	総事業費
地域農業の現状と課題				
地域農業の振興方向と整備方針	※地域農業が目指す姿や高収益作物への取組内容等について明記すること			

### 3 農業生産基盤整備事業の概要

区分 事業名	整備内容					備考
	面積 (ha)					
事業名	田	普通畑	樹園地	その他	計	備考

### 4 高収益作物の導入促進計画

高収益作物の導入に向けた営農部局との連携方針	
導入する高収益作物の選定方針	
導入する高収益作物の栽培技術習得方針	(栽培管理、作物管理、土壌管理、機械体系等)
導入する高収益作物の地区全体での取組方針	(輪作体系、作業受委託、集落営農・法人化等への取組)

## 5 高収益作物の目標年度及び作付計画

区分	事業実施前(H〇年度) ※5 R	農業生産 基盤整備 事業完了 年度 (H〇年度)	事業完了後から目標年度(事業完了後〇年目) 目標年度の値 S ※6					事業完了前 から目標年度の 値を減ずる T=R-S
			完了後 1年目 (H〇年度)	完了後 2年目 (H〇年度)	完了後 3年目 (H〇年度)	完了後 4年目 (H〇年度)	完了後 5年目 (H〇年度)	
農用地面積(ha)								
作付面積(裏作含む) A								
畑地化面積※1(ha) B=C+D+E								
うち高収益作物作付面積(ha) C								
代表的な高収益作物名								
うち戦略作物作付面積※2(ha) D								
うちその他の畑作物の作付面積(ha) E								
畑作物に軸足を置いた汎用化面積※3(ha) F=G+H+I+J								
うち高収益作物作付面積(ha) G								
代表的な高収益作物名								
うち水稻類作付面積(ha) H								
うち戦略作物作付面積(ha) I								
うちその他の畑作物の作付面積(ha) J								
水田等面積※4(ha) K=L+M+N								
うち水稻類作付面積(ha) L								
うち戦略作物作付面積(ha) M								
うちその他の畑作物の作付面積(ha) N								
高収益作物作付面積計(ha) O=C+G								
戦略作物作付面積計(ha) P=D+I+M								
農用地面積に占める高収益作物作付面積割合(%) Q=O/A×100								

※1：「畑地化」とは、地域の特性や経営者の判断等に応じて、施設野菜等の高収益作物の栽培ができるよう、畑地として固定的に使用することをいう。

※2：「戦略作物」とは、経営所得安定対策等実施要綱第2の6の(1)に掲げる作物をいう。

※3：「畑作物に軸足を置いた汎用化」とは、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用をいう。

※4：「水田等」とは、高収益作物を導入しない水田をいう。

※5：他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。

※6：完了後1年目から目標年度までの項目を記載する。

注1：2年3作等を行う場合にあっては、作付面積・作物を前年・後年のどちらかに記載する。

## 6 高収益作物の作付計画図

### (1) 農業生産基盤整備事業完了年度（〇〇年度）

--

### (2) 目標年度（〇〇年度）

--

※上枠に「農業生産基盤整備事業完了年度」及び「目標年度」での高収益作物の作付計画図を添付すること。

※作付計画図は、畑地化した農地、畑作物に軸足を置いた汎用化をした農地、水田等の農地の区分がわかるようにすること。

## 7 農業経営高度化支援事業の概要

運用別表の区分の欄 の4の事業種類の欄 の事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	事業費 (千円)	備考

注1：運用別表の区分の欄の4の農業経営高度化支援事業を実施する場合のみ記入すること。

注2：「運用別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名」は、事業名がアとイに分かれている場合には各々について記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。



別記様式第2号

畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画

都道府県名		地区名		所在地			受益戸数		農家数及び経営規模													
区分		専業		第一種兼業		第二種兼業		計		備考												
		戸数 (数人)	標準 経営規模	戸数 (数人)	標準 経営規模	戸数 (数人)	標準 経営規模	戸数 (数人)	標準 経営規模													
地目	水田	普通畑	樹園地	その他	計									現況								
面積 (農地経畝)	ha	ha	ha	ha	ha									計画								
地域農業の概況													担い手の見通し									
													担い手農家	農地所有適格法人	生産組織	その他(経営受託)	計					
													現況									
地域指定等													担い手シェアの見通し									
農業経営改善の目標													担い手戸数	農家戸数	シェア	担い手面積	受益面積	シェア				
													現況									
基本方針													農業生産基盤整備計画									
基本構想													基盤整備の方向									
営農類型	経営規模の目標	農家数の目標	その他	営農類型	経営規模の目標	農家数の目標	その他	事業名	地区名	事業主体	受益面積	概算 総事業費	主要工 事費	予定負担率		予定工期						
														市町村	農家							
作物名																						
項目	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	試算条件		推進体制									
	10a 当たり 収量 (kg) 労働時間 (時間) 費用 (円)																					
													備考									



土地利用計画図  
〇〇県〇〇地区

(位置図)

凡 例			
担い手の農用地			黒
区	農 用 地	水 田	赤
		畑	黄
		飼料畑	黄緑
分	農 地 転 用 区 域	樹園地	茶
		農地転用区域	青
		非農用地区域	緑

注1：3土地利用計画に従って区分する。  
注2：計画内容が分かる適当な縮尺とし、A4版折り込みとする。

## 2 農業構造の目標

### (1) 経営改善の基本方針

(農業の現状と課題を示し、これに対応した経営改善のための具体的な方針を示す。)

### (2) 担い手等の見通し (目標年度における農業就業人口)

#### ① 農家数及び経営規模

区 分	専 業		第一種兼業		第二種兼業		計	
	戸 数 (就 業 人 口)	標 準 経 営 規 模	戸 数 (就 業 人 口)	標 準 経 営 規 模	戸 数 (就 業 人 口)	標 準 経 営 規 模	戸 数 (就 業 人 口)	標 準 経 営 規 模
現 在 ( H 年)	戸	ha/戸	戸	ha/戸	戸	ha/戸	戸	ha/戸
計 画 ( H 年)								

注1：上段( )は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。  
注2：計画は、事業完了後について記載する。  
注3：計画欄[ ]は、生産組織数で外数。

#### ② 担い手の見通し

区 分	担い手農家数	農地所有適格法人 数	生産組織数	その他(経営受託)	計
現 在 ( H 年)					
計 画 ( H 年)					

注：担い手農家及び生産組織等の現在数についても要件に合致するものについて記入する。

③ 地区に占める担い手のシェア見通し

区 分	担い手農家数	受益農家数	シェア	担い手経営面積	受益面積	シェア
現 在 (H年)						
計 画 (H年)						

(3) 担い手農家の概要

整理番号	担い手農家名	年 齢	後継者の有無	営 農 の 目 標		備 考
				現 況	目 標	

注：営農の目標は、営農類型ごとの経営等農用地面積（基幹2作業等の受託作業を含む面積で所有、権利（利用権を含む）設定、受託面積の合計面積）又は主たる従事者一人当たり年間労働時間を記載する。

(4) 農地所有適格法人・生産組織の概要

農地所有適格法人 及び 生産組織等名 (組織ごとに整理)	設置年月日 (予定を含む)	対象作物名	参加農家 戸 数 (戸)		常 時 従事者数 (人)		オペレータ数 (人)		経営等農用 地面積規模 (ha)	
			現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標

(5) 市町村等が定めた農業構造改善目標（将来の営農類型）

営 農 類 型	経営規模の目標	農家戸数の目標	そ の 他

(6) コスト低減目標

① 都道府県における農作物生産向上指針

項 目	作物名		現 状		目 標		現 状		目 標		試 算 条 件
	現 状	目 標	現 状	目 標	現 状	目 標	現 状	目 標			
10 a 当 たり	収量 (kg)										① 作付体系、経営規模 ② 労働力 ③ 主要機械装備 ④ ほ場条件 ⑤ 営農技術水準
	労働時間 (時間) (参考) 県平均労働時間 費用合計 (円) うち農機具費 その他の物材費 労働費 (参考) 一次資材費										
単位収量当たり費用合計 (円)											

② 当該市町村の農作物生産向上指針

項 目	作物名		現 状		目 標		現 状		目 標		試 算 条 件
	現 状	目 標	現 状	目 標	現 状	目 標	現 状	目 標			
10 a 当 たり	収量 (kg)										① 作付体系、経営規模 ② 労働力 ③ 主要機械装備 ④ ほ場条件 ⑤ 営農技術水準
	労働時間 (時間) (参考) 県平均労働時間 費用合計 (円) うち農機具費 その他の物材費 労働費 (参考) 一次資材費										
単位収量当たり費用合計 (円)											

3 土地利用計画

(1) 土地利用構想

換地工区	地区面積	土 地 利 用 の 区 分							担 い 手 等					農業生産集積率 (C)=(B)/(A)		
		受 益 地					非 農 用 地	そ の 他	計	農 家	農地所有適格法人	生 産 組 織	そ の 他		計	
		畑	飼料畑	樹園地	施設	小 計										

注：換地工区ごとに区分することが必要な場合は、区分して整理する。

(2) 土地利用計画

農作業主体 権利の種類	担 い 手 等										合 計	
	家		農地所有適格法人		生産組織		そ の 他		合 計		戸 数	面 積
	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積		
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃借権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

4 農業生産基盤の整備目標

(1) 基盤整備の基本方針

(農業生産基盤の整備について、農業構造再編の目標等をふまえ農業用排水施設、農道、畑の区画規模等について整備方針を示す。)

(2) 基盤整備の概要

① 農業用排水施設

項 目	現 況	計 画
幹線水路 幹線排水路 支線水路 支線排水路 水路総延長 うち改良済み		

② 農 道

項 目	現 況	計 画
幹線道路 幹線道路 支線道路 支線道路 道路総延長 うち改良済み		

③ 区画整理

項 目	現 況		計 画	
	面 積	比 率	面 積	比 率
畑	総 面 積			
	整 備 済			
水田	総 面 積			
	整 備 済			

(3) 土地改良施設等の管理計画

① 農業水利費に関する事項

内 容	維持管理費 ①	うち都道府県補助 ②	うち市町村助成等 ③	農家負担額 ① - (② + ③)	備 考
計					

② 土地改良施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類の			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

③ その他施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類の			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

## 5 基盤整備等事業計画

### (1) 基盤整備事業

導入事業名	主要工事概要	予 定 工 期		事業主体	受益面積	概算総事業費	予定負担率	
		導入年度	完了年度				市町村	農 家

### (2) 関連事業

導入事業名	事業の内容	予 定 工 期		畑地帯総合整備事業(担い手支援型)との 関連(生産基盤整備による経営の合理化)	備 考
		導入年度	完了年度		

例1：農業農村活性化農業構造改善事業  
 例2：新農業構造改善事業  
 例3：集会的利用権等調整事業  
 例4：その他

## 6 推進体制

(事業の円滑な推進を図るための推進体制について、市町村段階、集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成。)

## 7 その他必要な事項

別記様式第4号

不良土層関連保全計画書

都道府県名		(フリガナ)地区名		所在地					
地目	水田	普通畑	牧草畑	樹園地	採草放牧地	その他	合計		
面積(ha) (農用地外)									
計画区域の農業状況									
現 層 の 状 況	土壌統(区)名	面積(ha)	阻 害 要 因			改良済み及び不要面積(ha)	要改良面積(ha)	改良対策	
			級位	要因	内容				
	合計								
基 盤 整 備 状 況	事業名	年次	事業量	事業内容					
地 域 指 定	名称								
	指定年								
整備の基本方向									
基 本 構 想	作 付 計 画	表裏	作物名	作付面積(ha)		作付率(%)		輪 作 体 系	
				現況	計画	現況	計画		
構 想	地 域 資 源 需 給 計 画	年間需要量 (t)				年間供給量 (t)			備考
		作物名	面積	10a当たり	投入量	施設名	管理団体	供給量	
		計				計			
土層管理計画									
推進・支援体制									
備考									

別記様式第5号

麦生産関連保全計画書

都道府県名		(フリガナ)地区名		所在地					
地目	水田	普通畑	牧草畑	樹園地	採草放牧地	その他	合計		
面積(ha) (農用地外)									
計画区域の農業状況									
現 層 の 状 況	土壌統(区)名	面積(ha)	阻 害 要 因			改良済み及び不要面積(ha)	要改良面積(ha)	改良対策	
			級位	要因	内容				
	合計								
基 盤 整 備 状 況	事業名	年次	事業量	事業内容					
良 品 質 麦 生 産 に お け る 現 状 と 課 題	①土壌改善			②排水対策					
良品質麦生産計画に基づく、整備の基本方向と改善対策(土壌改善・排水対策)									
基 本 構 想	作 付 計 画	表裏	作物名	作付面積(ha)		作付率(%)		輪 作 体 系	
				現況	計画	現況	計画		
構 想	地 域 資 源 需 給 計 画	年間需要量 (t)				年間供給量 (t)			備考
		作物名	面積	10a当たり	投入量	施設名	管理団体	供給量	
		計				計			
土層管理計画									
推進・支援体制									
備考									



## 別記様式第6号

### 特別型(畑地帯担い手支援型(単独施設整備))計画概要書

#### 第1章 目 的

事業の目的を簡潔に記載する。

#### 第2章 地域の所在地及び現況

地域の所在及び地積、補強工事の対象となる施設の状況並びに補強工事の必要性について記載する。

#### 第3章 施設整備計画

補強工事の内容について記載する。

#### 第4章 費用の概算

総額のみ記載する。

#### 第5章 効 用

事業の施行によって生ずる効果について記述する。

#### 第6章 他の事業との関係

基本事業及び当該施設に係る維持管理事業の概要等について記載する。

#### 第7章 計画概要図

5万分の1地形図に記載する。

別記様式第7号

平成 年度

高生産性土層改良事業計画概要書

地区  
( 県)

農 政 局

## 高生産性土層改良事業計画概要書 目次

- I. 事業の目的
  - 1. 地域開発の方向と本地区の位置付け
    - (1) 地域の自然的・社会的立地条件
    - (2) 地域農業の動向と開発方向
  - 2. 地区の設定と事業の必要性
    - (1) 地区の設定
    - (2) 事業の必要性
    - (3) 事業の緊急性
- II. 地域の所在及び現況
  - 1. 地域の所在
  - 2. 地積
  - 3. 現況
    - (1) 地形及び土壌
    - (2) 気象
    - (3) 受益農家の実態
- III. 営農計画及び土地利用計画
  - 1. 営農計画
  - 2. 土地利用計画
  - 3. 作付方式
- IV. 整備計画
  - 1. 土層改良計画
    - (1) 客土
    - (2) 混層耕
    - (3) 除礫
    - (4) 心土耕
    - (5) 心土破碎
    - (6) 土壌改良
  - 2. 暗渠排水計画
  - 3. 農地保全計画
- (1) 侵食状況
- (2) 排水路
- (3) 防風林
- (4) 侵食防止工
- 4. 堆肥盤の整備
- 5. 農業集落環境管理施設
- V. 事業費
  - 1. 総括
  - 2. 施工計画
- VI. 効用
  - 1. 投資効率及び所得償還率総括
  - 2. 年総効果額及び年総増加所得総括表
  - 3. 農家負担年償還額
  - 4. 総合耐用年数
  - 5. 面積関係の算定
    - (1) 地目別面積及び本地面積一覧
  - 6. 効果の算定
    - (1) 農業生産向上効果
    - (2) 農業経営向上効果
  - 7. 効果等指標算出基礎
- VII. 関連事業
  - 1. 本事業との関連
  - 2. 事業の概要
  - 3. 計画の諸元
- VIII. 添付図面
  - 1. 計画一般図
  - 2. 計画平面図
  - 3. 基盤整備状況図

### I. 事業の目的

- 1. 地域開発の方向と本地区の位置付け
  - (1) 地域の自然的・社会的立地条件
  - (2) 地域農業の動向と開発方向
- 2. 地区の設定と事業の必要性
  - (1) 地区の設定
  - (2) 事業の必要性
  - (3) 事業の緊急性

### II. 地域の所在及び現況

- 1. 地域の所在  
                  県          郡          町







































































































































